

哲学歴史学科 日本史コース

# 「怨霊」と古代社会

学 部 文学部

卒業年度 令和五年度

学籍番号 A20LA060

しもむらめぐ

下村めぐ

## 目次

はじめに	1
第一章 早良親王の「怨霊」	7
第一節 対応とその契機	8
第二節 対応の分析	24
第三節 「怨霊」とは何か	36
小括	40
第二章 早良親王以前の「怨霊」	43
第一節 長屋王	43
第二節 藤原広嗣	49

小括	83
第四節 文室宮田麻呂	83
第三節 橘逸勢	80
第二節 觀察使	78
第一節 伊予親王・藤原夫人	72
第三章 早良親王以後の「怨靈」	70
小括	68
第五節 井上内親王	60
第四節 淳仁廢帝	57
第三節 橘奈良麻呂	54

					第四章 「怨霊」と古代社会	85
				第一節 「怨霊」と天皇	87	
			第二節 「怨霊」と貞観五年御霊会	96		
		小括	101			
	おわりに	103				
	註	108				
	引用史料目録					
表						

## はじめに

本稿では、奈良時代から九世紀半ばの貞観五年御霊会を検討範囲として、この時期に恐れられた「怨霊」とは何か再定義し、「怨霊」が古代の社会とどのような相互関係を持っていたのか明らかにすることを目的とする。史料は主に六国史を用いる。

怨霊という語が史料に初めて登場するのは、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）四月五日条である。この記事を中心に、古代日本における怨霊についての研究が蓄積されてきた。膨大な研究を網羅することはできなかったが、これまでの研究を簡単に振り返りつつ、その問題点を指摘する。

まず、古代において怨霊とは何であるか。古くは肥後和男氏が「霊の作用するところが反人間的反社会的である場合には、それはしばしば怨霊と呼ばれる」と述べている<sup>1</sup>。宮

崎浩氏は貞観五年御霊会以前の思想に疫神思想と怨霊思想があるとして、怨霊思想は祟りの対象が限定的である「対個人」的な性格を持つものだ<sup>26</sup>と述べた<sup>27</sup>。また、柴田博子氏は「怨恨を抱いて亡くなったと考えられ、しかも現世の人間に報復とみなしうる災いを起こしたと考えられている、死者を指す語」と設定して論を展開している<sup>28</sup>。また小林茂文氏は、怨霊には「国家の認定」と「社会的な祟り」、「怨霊祭祀」が必要であるとした<sup>29</sup>。このように、研究者によって怨霊と判断する基準が異なっている。

また、怨霊の発生時期についてもさまざまな説がある。まず、長洋一氏は長屋王、藤原広嗣が怨霊化の端緒とする<sup>30</sup>。柴田博子氏はこれを受けて、広嗣の活動は個人的なものに限定されており、国家が怨霊の働きを想定しているのは宝亀三年の淳仁廃帝の頃からだと述べた<sup>31</sup>。小林茂文氏は怨霊言説が発生するのは早良親王からだ<sup>32</sup>と述べる<sup>33</sup>。一方山田雄司

氏は『日本書紀』崇峻天皇即位前記においてすでに怨霊の思想が見られるという<sup>80</sup>。このように、怨霊の定義が複数あるため怨霊発生時期の考察にも違いが生まれている。

怨霊の定義や発生時期に複数の説がある中、史料上で初めて明確に、「怨霊」と呼ばれた早良親王が重視される傾向は大きく変わらない。山田雄司氏は、早良親王への対応を中心に、怨霊への対処を儒教的対応、神社での祈祷、名誉回復と墓の整備、仏教的対応、陵寺の建立に分類し、こうした対処のあり方が早良親王だけでなく他の怨霊にも共通して行われたとしている<sup>81</sup>。早良親王は他の怨霊と比較して多くの対応が行われており、怨霊史上何らかの画期になっている可能性が高い。この点については後ほど論じていきたい。

そもそも怨霊という語は延暦二十四年の初見記事以降、本稿の検討範囲である貞観五年御霊会までの間に再び登場することはない。また初めて怨霊と表現された早良親王につい

ても、他の記事では「崇道天皇靈」「崇道天皇」と表現されており、怨霊と記されるのは一度きりである。また山田雄司氏は怨霊の慰撫に関与したとする最澄の「三部長講式」を取り上げ、早良親王をはじめ、慰撫の対象者として名前を挙げられている人物を紹介しているが、ここで山田氏は「「御靈」「神靈」と記述されており、「怨霊」という語はまだ定着したものではなかったと言える」と解釈している<sup>10</sup>。

このように怨霊という語は古代の史料上での用例が非常に少ない。以上のことから、初見記事における怨霊という語は単に「怨みをもった霊」程度の意味で用いられているのではないだろうか。つまり、初見記事の段階では特定の観念を持った表現ではなかった可能性がある。

これまで、初見記事の怨霊の語を軸にして怨霊研究は展開してきた。しかし、初見記事



の怨霊という語は特定の概念を持っていないと考えられる。改めて怨霊とはどのような存在なのかを整理する必要があるだろう。そこでまず、先行研究で重視されている早良親王について再検討し、「怨霊」と判定するために必要な要素を整理する。そして本稿では、整理した要素をもとに判定した怨霊を「怨霊」と表記し、先行研究上の怨霊と区別する。

以上の検討を前提に、再定義した「怨霊」と古代社会の関係について考察したい。まず、「怨霊」は天皇のあり方とも深く関わっていると考えられる。「怨霊」の活動と天皇制の変化に関連を見出せないか考察を試みたい。

また、怨霊は御霊会や御霊信仰を主題とするなかで論じられることも多い。御霊会は『日本文徳天皇実録』貞観五年（八六三）五月二十日条を初見とする。事件に際して冤罪により亡くなったとされる崇道天皇（早良親王）、伊予親王、藤原夫人、観察使、橘逸勢、

文室宮田麻呂が御霊に挙げられ、彼らを疫病の原因として、芸能や仏教で慰撫する行事である。早良親王を筆頭にする六名は、怨霊であるという前提のもと御霊会や御霊信仰が論じられてきた。また、「御霊会でまつられている〳〵怨霊である」という認識の上で論を進められることもある。

しかし、宮崎浩氏が指摘する通り六名のうち観察使と文室宮田麻呂への国家による対応の形跡はほとんどない。彼らは本当に「怨霊」と認識されて御霊会でまつられたのか、「怨霊」と御霊がどのような関係にあるのかを検討したい。

これらを通して「怨霊」と社会は互いにどのような影響を及ぼしていたのか、「怨霊」と社会の相互関係を明らかにしたい。

## 第一章 早良親王の「怨霊」

まず先行研究上、怨霊の語の初見として重視されている早良親王について改めて史料を整理したい。

早良親王は桓武天皇の同母弟であり、若くして出家し仏教界で活躍していた。天応元年に桓武天皇が即位すると、還俗して皇太子となった。しかし、長岡京造営中の延暦四年九月に起こった藤原種継暗殺事件への関与を疑われ、同年十月には廃太子の状が山科（天智）・田原（光仁）・佐保（聖武）山陵に告げられた。その後乙訓寺に幽閉されると飲食を断ち、淡路への移送途中に死亡した。早良親王はそのまま配流先の淡路に埋葬され、同年十一月には桓武天皇の皇子である安殿親王が立太子した<sup>1)</sup>。以降、早良親王の「怨霊」が顕在化する。

## 第一節 対応とその契機

第一節では、早良親王の「怨霊」への対応と、対応の契機とされる事象の関係について検討する。最初の対応が行われたのは延暦九年と考えられる。早良親王の死後、桓武天皇の妃や母が相次いで死亡した<sup>13</sup>。延暦九年にはさらに安殿親王も病となる。これが延暦九年と延暦十一年に行われた対応の契機と推定されている<sup>14</sup>。

実際に史料を検討してみる。【史料①】『類聚国史』卷二十五延暦十一年（七九二）六月十七日条（『日本後紀』逸文）は崇道天皇（早良親王）<sup>15</sup>の墓について述べられた記事である。

### 【史料①】

庚子、勅、去延暦九年令<sup>三</sup>淡路国充<sup>二</sup>某親王、崇道天皇、守冢一烟<sup>一</sup>、兼随近郡司、

専ニ当其事一、而不レ存ニ警衛一、致レ令レ有レ崇。自レ今以後、冢下置レ隍、勿レ使ニ濫穢一、

まず記事の前半で、延暦九年に早良親王のために守冢一畑、つまり墓守を一戸置き、近くの郡司に専当させたことが示されている。記事の後半では、その後の墓に警衛がなく「崇」が有る状態になったため、隍（からぼり）を置いて濫穢のないよう命じている。後半部分が延暦十一年に行われた対応と考えられる。ここで言う「崇」とは何を指すのか。

この「崇」について、早良親王の影響が明確に示されるのは、右の記事から少し遡る【史料②】『日本紀略』延暦十一年（七九二）六月十日条（『日本後紀』逸文）である。

【史料②】

癸巳、皇太子久病、トレ之崇道天皇為レ崇、遣ニ諸陵頭調使王等於淡路国一、奉レ謝ニ

其靈一、

ここでは皇太子安殿親王の病が早良親王の「崇」によるものと述べられている。【史料②】で早良親王の「崇」について言及された後、【史料①】でも「崇」が登場している。このことから【史料①】に見える「崇」とは、早良親王が皇太子に病を引き起こしたという【史料②】の「崇」を指しているだろう。延暦十一年の時点で早良親王が皇太子の病に影響したと考えられていたと言える。

また、延暦九年九月にはすでに皇太子の病が記録されている<sup>1)</sup>。そして【史料②】では皇太子が「久病」と表現されており、延暦十一年の時点で病が長期にわたっていたと考えられる。延暦九年以降、皇太子は病に悩まされていた可能性が高い。このことから、延暦九年の守冢、専当郡司設置の契機は明言されていないが、延暦十一年と同様に皇太子の病

という早良親王の「祟」に対するものであったと遡って推定できる。

また、延暦七年から九年にかけての桓武天皇の生母や妃たちの不予・死亡はつまり皇族の不予であり、皇太子の病と同様の事態と考えることができる。そのため早良親王の影響が考えられていた可能性は十分ある。先行研究の指摘は妥当であろう。

次に早良親王に対応が行われるのは延暦十六年（七九七）のことである。【史料③】『類聚国史』卷二十五延暦十六年（七九七）五月二十日条（『日本後紀』逸文）には次のようにある。

【史料③】

乙巳、遣僧二人於淡路国<sup>一</sup>、転経、悔過、謝<sup>二</sup>崇道天皇之靈<sup>一</sup>也、

早良親王の墓がある淡路国に僧二人を派遣し、転経悔過したことがわかる。この対応に

は、同年五月十三日の禁中正殿に雉が現れる怪異<sup>二〇</sup>との関連が指摘されている。山田雄司氏は同年五月十九日に行われた金剛般若経転読<sup>二一</sup>の場所に東宮が含まれていることから、この怪異が「早良の怨霊と関連して東宮に何か不吉なことが発生する予兆としてとらえられたのだろう」としている<sup>二二</sup>。また柴田博子氏も怪異が早良親王と関連づけられ、【史料③】に見える対応の契機になったのではないかと述べている<sup>二三</sup>。しかし、雉の怪異と早良親王を関連づける史料は残っていない。

次の対応は【史料④】『日本後紀』延暦十八年（七九九）二月十五日条からわかる。

【史料④】

遣<sup>ニ</sup>從五位上行兵部大輔兼中衛少将春宮亮大伴宿禰是成・伝燈大法師位泰信等於淡路

国<sup>一</sup>、令<sup>下</sup>賚<sup>ニ</sup>幣帛<sup>一</sup>謝<sup>中</sup>崇道天皇靈<sup>上</sup>、



ここでは春宮亮大伴是成と伝燈大法師位泰信が淡路国に派遣され、幣帛をささげて早良親王に「謝」している。これについて柴田博子氏は前年の不作と関連する可能性を指摘している<sup>20</sup>。不作との関連は史料に示されていないが、ここで春宮亮が派遣されていることには注目しておきたい。

翌年七月には、三つの関連記事がある。まず次の【史料⑤】『類聚国史』卷二十五・三十六延暦十九年（八〇〇）七月二十三日条（『日本後紀』逸文）である。

【史料⑤】

己未、詔曰、朕有レ所レ思、宜下故皇太子早良親王、追ニ称崇道天皇一、故廃皇后井上内親王、追復称ニ皇后一、其墓竝称中山陵上、令下從五位上守近衛少将兼春宮亮丹波守大伴宿禰是成、率ニ陰陽師・衆僧一、鎮ニ中謝在ニ淡路国一崇道天皇山陵上、

ここでは早良親王に「崇道天皇」という天皇号が追称された。山陵となった淡路の墓には陰陽師・衆僧を率いた春宮亮大伴是成が派遣され「鎮謝」している。

この三日後、【史料⑥】『類聚国史』巻二十五・三十六延暦十九年（八〇〇）七月二十六日条（『日本後紀』逸文）は次のようにある。

【史料⑥】

壬戌、分ニ淡路国津名郡戸二烟一、以奉レ守ニ崇道天皇陵一、大和国宇智郡一烟、奉レ守ニ皇后陵一、

【史料①】にある延暦九年の守冢設置に加え、延暦十九年には崇道天皇陵を守るために淡路国の戸二烟が分けられた。

さらに、延暦十九年の三度目の対応は【史料⑦】『類聚国史』巻二十五・三十六延暦十

九年（八〇〇）七月二十八日条（『日本後紀』逸文）からわかる。

【史料⑦】

甲子、遣ニ少納言従五位下称城王等一、以ニ追尊事一、告ニ于崇道天皇陵一、遣ニ散位従五位下葛井王等一、以ニ復位事一、告ニ于皇后陵一。

【史料⑤】の追尊を、崇道天皇陵に報告したことがわかる。【史料⑤】から【史料⑦】に見える対応の契機について、柴田博子氏は延暦十九年三月から起こっていた富士山の噴火を関連付けている<sup>23</sup>。しかし噴火<sup>24</sup>と早良親王を結びつける史料はない。一方大江篤氏は【史料⑤】の冒頭で「朕有レ所レ思」として早良親王の霊が表現される点に注目し、早良親王の「崇」や「亡霊」が「桓武天皇の心のうちに刻み込まれている」ことが読み取れるとしている<sup>25</sup>。具体的な事象との関連は断定できないが、天皇自ら「思う所有り」と言っ

て早良親王と井上内親王の名誉を回復している背景には、桓武天皇の心情が影響している部分もあると言えるだろう。

また、早良親王に対して延暦十八年（【史料④】）、十九年（【史料⑤】）に春宮亮大伴是成が派遣されていることに留意しておきたい。

その後しばらく早良親王への言及はなくなるが、次に言及がある延暦二十四年には一年の間に多くの対応が記録されている。まず【史料⑧】『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）正月十四日条には次のようにある。

【史料⑧】

奉<sup>レ</sup>ニ為崇道天皇<sup>一</sup>、建<sup>レ</sup>ニ寺於淡路国<sup>一</sup>、

早良親王のために、墓のある淡路国に寺を建てたことがわかる。

次の【史料⑨】『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）四月五日条は怨霊の初見とされる記事である。

【史料⑨】

甲辰、令下諸国、奉<sub>レ</sub>ニ為崇道天皇<sub>一</sub>建<sub>二</sub>小倉<sub>一</sub>、納<sub>二</sub>正税卅束<sub>一</sub>、并預<sub>中</sub>国忌及奉幣之  
列<sub>上</sub>、謝<sub>二</sub>怨霊<sub>一</sub>也、

早良親王のために小倉を建てて正税三十束を納め、国忌・奉幣の列へ加えるという天皇に準じる待遇が付け加えられたことがわかる。

次の対応はこの六日後の【史料⑩】『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）四月十一日条にある。

【史料⑩】

庚戌、任下改、ニ葬崇道天皇一司上、

改葬司が任命されており、早良親王を改葬する計画があったことがわかる。さらに七月にも対応があった。【史料⑩】『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）七月二十七日条は次のとおりである。

【史料⑪】

甲午、献ニ唐国物于山科・後田原・崇道天皇三陵一

山科（天智）陵、後田原（光仁）陵とともに唐国物を献物されたことがわかる。この時は【史料⑩】にある改葬が完了していたと考えられる<sup>260</sup>。

そして【史料⑫】『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）十月二十五日条は次のようにある。

【史料⑫】

奉<sup>レ</sup>ニ為崇道天皇<sup>一</sup>、写<sup>ニ</sup>一切経<sup>一</sup>、其書生随<sup>レ</sup>功、叙位及得度、

早良親王のために一切経が書写され、写経に参加した書生の功にしたがって叙位、得度を行うことを指示した記事である。

以上のように、延暦二十四年だけでも五度、早良親王への対応と考えられる記事がみられる。この年は正月から桓武天皇が不<sup>レ</sup>予であった<sup>ヲ</sup>。【史料⑧】の同日条にも不<sup>レ</sup>予が記録されており、桓武天皇の不<sup>レ</sup>予と早良親王への対応は関連していると考えられる。これは延暦九年、十一年（【史料①】、【史料②】）の対応の契機となった皇族の病と同様の事態である。桓武天皇は正月以降も回復せず<sup>ニ</sup>、翌年三月十七日に崩御する<sup>ヲ</sup>。延暦二十四年の【史料⑧】から【史料⑫】に見える一連の動きは、桓武天皇の病の原因に早良親王の影響

を想定し、一年を通して対応を行なったものと考えられるだろう。

さらに、『日本後紀』延暦二十五年（八〇六）三月十七日条では早良親王死亡のきつかけとなった藤原種継暗殺事件の関係者の本位を復している。これは本人への働きかけではないが、直後に続く同日の【史料⑬】『日本後紀』延暦二十五年（八〇六）三月十七日条で早良親王本人への対応も記録されている。

【史料⑬】

奉<sup>一</sup>ニ為崇道天皇<sup>一</sup>、令<sup>三</sup>諸国国分寺僧春秋二仲月別七日、読<sup>ニ</sup>金剛般若経<sup>一</sup>、

早良親王のために、諸国国分寺で春秋ごとに七日間の金剛般若経読経を行うようを命じている。桓武天皇はこの日に崩御した。桓武天皇は死の直前にも早良親王への働きかけを命じているのである。先行研究の指摘通り、延暦二十四年から二十五年にかけての一連の



対応は桓武天皇の病が契機になったと言えるだろう<sup>30</sup>。

早良親王への対応は桓武天皇の死後も続いた。大同五年に二例残っている。まず【史料⑭】『類聚国史』卷二十五・三十四・百八十七大同五年（八一〇）七月二十七日条（『日本後紀』逸文）には次のようにある。

【史料⑭】

乙丑、度ニ一百卅人<sup>一</sup>、奉<sup>ニ</sup>為崇道天皇<sup>一</sup>一百人、為<sup>ニ</sup>伊予親王<sup>一</sup>十人<sup>一</sup>、夫人藤原氏廿人、

早良親王と後述する伊予親王、夫人藤原氏（藤原吉子）のために合わせて百三十人の得度が行われた。

もう一例は【史料⑮】『類聚国史』卷二十五・三十六大同五年（八一〇）七月二十九日

条（『日本後紀』逸文）である。

【史料⑮】

奉<sub>レ</sub>ニ為崇道天皇<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>川原寺<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>写<sub>ニ</sub>法華經一部<sub>一</sub>、

早良親王のために川原寺で法華經一部を写経したことがわかる。

大同五年のこうした対応の契機には何が考えられるのだろうか。大同四年に即位した嵯峨天皇は、【史料⑭】、【史料⑮】と同月の大同五年七月ごろに不予となり、誦経が行われている<sup>31</sup>。これまでの事例と同様に皇族の病と早良親王が関連づけられたと推測できる。また伊予親王、その母藤原吉子への対応が同じタイミングで行われていることも重要であろう。伊予親王、藤原吉子については第三章で詳細に述べたい。

以上、延暦九年から大同五年にかけて行われた早良親王への対応とその契機を見てきた。

対応の契機を明確に示しているのは延暦十一年に皇太子の病を早良親王の「崇」によるものとした【史料②】のみである。そのほか、契機を推測できるのは【史料②】と同様に皇太子の病や桓武天皇の妃、生母の死との関連が考えられる延暦九年（【史料①】）、桓武天皇の病と死が記録された延暦二十四・二十五年（【史料⑧】）（【史料⑬】）、そして嵯峨天皇の病が記録された大同五年（【史料⑭】）、【史料⑮】）に限られる。史料上明確に示されている「崇」は皇太子安殿親王に向けたものであった。このことから、早良親王の影響で皇族の不子が起こったという認識がされたと考えられる。

一方、その他怪異や災害との関連は史料上確認することができなかった。しかし契機がわからない対応のうち【史料④】と【史料⑤】は春宮亮が使となっていてことから、皇太子と関連する可能性はあるだろう。

以上のとおり、史料の記述から早良親王への対応の契機になった、つまり早良親王の影響だと捉えられたことを推測できる事象は皇族の病・死に限られる。そして、契機が明確にわからない対応も、その一部は皇太子と関連する可能性がある。早良親王の「怨霊」は皇族の病を主として、皇族に何らかの悪影響を及ぼすと考えられていたのだろう。

## 第二節 対応の分析

では、早良親王への対応にはどのような特徴があるのか。第一節と史料は重複するが、さらに詳しく整理していきたい。なお、早良親王を含め、本稿で検討する人物について

【表1】、【表2】に整理した。

まず延暦九年から十一年の対応を見ていこう。皇太子の病が主な契機と考えられる。

【表1】のNo.16～18にあたる時期である。【史料①】の前半から、延暦九年に守冢一烟が設置され、随近の郡司に専当させたことわかる。

そして、【史料②】では早良親王の「崇」が認識され、諸陵頭調使王らを淡路に派遣し、「奉レ謝ニ其霊」という対応が取られた。

さらに【史料①】の後半では、延暦九年の守冢設置後も警衛がなく、そのために「崇」があったのだとして隍（からぼり）を置き、今後濫穢のないようにとの指示が出された。

【史料①】の前半にみえる延暦九年の守冢設置と郡司による専当、【史料①】後半にある延暦十一年の隍設置は墓の整備と言えるだろう。【史料②】の対応についても遣使を担当したのは諸陵頭であり、向かった先は早良親王の墓がある淡路国である。そのため「謝」もおそらく早良親王の墓に対して行なったものであろう。皇太子の病を契機とした延暦九

年、十一年の対応は墓の整備と墓への「謝」で、いずれも墓に関連する。

続いて、契機が明確に記されていない延暦十六年、十八年、十九年の対応を検討する。

【表1】のNo. 19、23にあたる時期である。

まず【史料③】では僧二人を早良親王が埋葬された淡路国に派遣し、転経悔過させた。

これも僧が派遣されたのは淡路であるため、早良親王の墓に向けたものと考えられる。一方で延暦九年、十一年と異なるのは仏教が関与している点である。

次に【史料④】では春宮亮、衆僧を派遣して奉幣を行っている。延暦十六年は仏教の関与が見えたが、【史料④】では幣帛をささげ、それによって早良親王に「謝」している。

幣帛を用いており神祇的対応と思われる。しかし派遣されたのは春宮亮と伝燈大法師位の僧である。仏教と神祇両方の関与が見て取れる。

次に、延暦十九年七月の対応は井上内親王と同時に行われている。まず七月二十三日に行われた対応は【史料⑤】のとおりである。井上内親王への対応も含まれているが、早良親王に向けたものとしては、崇道天皇号の追称、墓を山陵とすること、春宮亮が陰陽師・衆僧を率いての崇道天皇陵への鎮謝である。まず天皇号追称は廃太子された早良親王の名誉を回復する対応と言えるだろう。天皇号を付与されたことに伴って、墓も天皇と同等の待遇の山陵になったと考えられる。以降このように早良親王を先帝として扱う対応が見られるようになる。

また、山陵への鎮謝は墓に向けた対応と言える。そして鎮謝のため衆僧と陰陽師を率いた春宮亮大伴是成が派遣されている。仏教や神祇に加え陰陽道も対応に加わっていることがわかる。ここまでの延暦十六・十八・十九年の対応は、仏教・神祇・陰陽道の複合的な

関与が読み取れるのである。複数の宗教者の関与について大江篤氏は、まず延暦十一年に神祇伯大中臣諸魚が早良親王と関係の深かった南都寺院の意向を含み「崇」を現出させたとする。さらに延暦十六・十八年には僧侶の語りによって、早良親王が仏教で救済される怨霊として認知されたという<sup>32</sup>。

また、この鎮謝が井上内親王には向けられておらず、早良親王にのみ行われたものである点にも注目しておきたい。

次に【史料⑥】からは早良親王の山陵を守らせるための戸を二烟設置したことがわかる。これは墓の整備に分類できる。そして【史料⑦】では、崇道天皇号の追尊を山陵に報告した。これも墓に対して行なっている対応である。【史料⑥】、【史料⑦】では仏教、神祇、陰陽道の関与は見えない。



以上、契機が明確でない延暦十六、十八、十九年の対応について検討した。【史料③】から【史料⑤】では仏教、神祇、陰陽道の複合的な関与も確認できる。そして墓そのものに手を加える対応や、墓を会場として何かを行う対応が中心にあることは延暦九年から変わらない。柴田博子氏は墓が死者の「すまい」と考えられたため墓を中心とした対応になっていると述べている<sup>33)</sup>が、これは妥当であろう。一方で、延暦十九年には崇道天皇号を追称した【史料⑤】のように早良親王の名誉を回復する対応も見られ始めた。

続いて、延暦二十四年の対応を検討する。【表1】のNo. 24 ～ 28にあたる時期である。この年の正月から桓武天皇の病が記録されており、これが早良親王と結び付けられたであろうことは第一節で述べた。まず【史料⑧】では淡路国に早良親王のための寺が建てられたことがわかる。これは仏教的対応と言えよう。寺の場所は早良親王の山陵がある淡路国

となっていることから、早良親王の墓の近くに寺が置かれたと考えられるが、関連は示されていない。

次に対応が行われた【史料⑨】は早良親王のための小倉を諸国に建て正税四十束を納めるとともに、国忌・奉幣の列に預かる待遇として、怨霊に謝すこととした記事である。怨霊の初見記事としてこれまでも多くの研究で取り上げられてきた。

前述の通り、【史料⑨】に見える怨霊の語は本論の検討範囲である奈良時代から貞観五年御霊会の間、他の史料に記録がない。

そこで呼称ではなく、対応そのものに注目したい。まず、諸国に小倉を建ててそこに正税四十束を納めることについてその意味を考える。義江彰夫氏は、皇祖神や地方神に収穫を感謝する初穂を納めさせることが、まだ租庸調が十分に浸透していなかった地方社会で

の支配・租税徴収を行うためのシステムだったとしている<sup>36)</sup>。また、大津透氏も倉をたてることはそこに稲の初穂を献上して祭ることを意味していたとし、天皇とは全国の郡に正倉がたてられ稲が納められることと不可分の存在であったと推定している<sup>37)</sup>。このように、諸国に小倉を作りそこに稲を納めさせることは、早良親王を天皇に準じる扱いにする対応と言える。早良親王の墓がある淡路国に限らず、諸国に小倉を建てさせることは墓と関連しない対応とも言える。

次に国忌・奉幣の列に預かることの意味を考える。国忌とは皇祖や先帝、母後の命日であり、政務を休んで追善を行う日である。また、奉幣とは神や陵に対して行うものである<sup>38)</sup>。国忌・奉幣の列に加えることは早良親王を先帝として扱っていると言えるだろう。これは【史料⑤】に続いて早良親王を天皇と並ぶ待遇にする、つまり名誉回復に類する対応

だと考えられる。

さらに、【史料⑩】では改葬司の任命があり、早良親王の改葬を計画されたことがわかる。その後【史料⑪】で山科・後田原陵とともに唐国物を献物された。天智天皇、光仁天皇とともに献物が行われており、早良親王を先帝として扱った対応と言えるだろう。この時までには改葬が行われたものとみられる。

改葬司任命は墓の整備、献物は墓を対象とした対応に分類でき、いずれもこれまでの傾向と同様に墓が中心となっている。しかしこれ以降、早良親王の墓に関連する対応は見られなくなる。

【史料⑫】にもそれが表れている。早良親王のために一切経を写す対応の記事である。史料の表現からも写経という対応そのものからも墓との関連は見出せない。ただし仏教的

対応であることは確かだろう。

延暦二十五年の対応にも墓と関連しない傾向は引き継がれる。【表1】のNo. 29である。

【史料⑬】では同日の関係者の復位とともに、早良親王のために毎年諸国で金剛般若経の読経を行うことが命じられた。まず読経を行うことから仏教的対応だと言える。またその場所は「諸国」とあることから、早良親王の墓を中心とした対応ではないこともわかる。

そして【史料⑬】の対応が行われた三月十七日は桓武天皇が死亡した日である<sup>31</sup>。つまり諸国での金剛般若経読経は桓武天皇の死の間際に命じたものである。このような状況のため、同日の対応が病の治癒を願ったものであったとは考えにくい。

第一節では延暦二十四年の対応も含めて大まかに桓武天皇の病を対応の契機と考えた。しかし延暦二十五年の対応は特に死を目前とした状況で行われたものである。病を治療す

ることよりも、桓武天皇の死後に早良親王の慰撫を怠ることによって再び起こるかもしれない「祟」を予防することが重視されたと考えられる。

そしてこの【史料⑬】の対応も【史料⑨】の小倉設置と同様に、早良親王の墓に限ったものではなく諸国を対象としたものになっている。墓に関連する対応が行われなくなり、全国的な慰撫までもが展開されるようになったのだ。延暦二十四年には神祇や陰陽道の関与もなくなる。対応の中心は仏教となった。怨霊への対応は仏教的なものが多くを占めることは以前から指摘されている<sup>20</sup>が、早良親王への対応について、本格的に仏教が優越するのはこの時期からだろう。

以上のように桓武天皇の病と死が契機となった延暦二十四年、二十五年の対応をそれ以前と比較すると、延暦二十四年以降は墓を離れた対応が増えた。そして、延暦十九年の

【史料⑤】まで見られた仏教・神祇・陰陽道の複合的な関与はなくなり、仏教が対応の中心を担うようになる。【表2】でもNo. 21より後は仏教しか現れていない。

早良親王への対応は桓武天皇の死後、大同五年にも行われた。これは【表1】のNo. 30・31にあたる。まず【史料⑭】では早良親王のために百人の僧を度したことが記録されている。第三章で詳しく述べる伊予親王、藤原吉子母子と同時の対応となっている。早良親王には百三十人のうち最も多い百人が配分されており、桓武天皇の死後も早良親王の「怨霊」が重視されていたことが窺える。また、早良親王のために得度を行うことは仏教的な対応と言える。墓との関連は史料からは読み取れない。

次に【史料⑮】では川原寺で写経を行ったことがわかる。川原寺は伊予親王と藤原吉子が幽閉された場所でもある<sup>33)</sup>。【史料⑮】の会場は川原寺であり墓の関与がなく、写経は

仏教的対応と言える。

以上のように大同五年にも墓に関与しない仏教的対応が行われた。延暦二十四年後半の傾向と同様である。延暦二十四年以降、「怨霊」への対応は墓と関与しない仏教的なものへと変化していくといえるだろう。その意味については第四章で考えてみたい。

### 第三節 「怨霊」とは何か

それでは、「怨霊」とは何か。前述の通り早良親王が怨霊であることは多くの先行研究でも指摘されている。しかし、先行研究では怨霊の定義があいまいなまま怨霊という語を用いていた。そこで本稿では以下に示す条件を備えたものを「怨霊」と認定し、これを先行研究の指す怨霊とは区別して「怨霊」と表現する。



ここまで実際に史料を検討した上でも、その対応の多さと明確な「祟」の表現から早良親王が「怨霊」であることに疑問の余地はない。そこで第一節、第二節の早良親王に関する検討に基づいて、本稿で「怨霊」とみなすために必要な条件を考えたい。

まず、非業の死を遂げたことは重要だろう。早良親王は藤原種継暗殺の首謀者であると疑われ、幽閉されたのち飲食を絶って死亡した。不本意な死でなければ怨恨が残ることも怨恨を恐れられることもない。本人にとって不本意な形で命を落としたことを条件の一つとしたい。

次に、「怨霊」が起こすと考えられた事象も限定しておきたい。早良親王の影響が明確に記される事象は皇太子の病のみである。ここから、皇太子を含む皇族の病・死は早良親王の「怨霊」が起こしたと捉えられたことを推定した。そのほか怪異や自然災害は明確な

関連が示されていない。そこで「怨霊」の「祟」は第一に皇族の病を引き起こすものとする。

また、どのような対応が行われるのか確認しておく。早良親王への対応は延暦十九年から徐々に変化していく。延暦十九年までは墓への対応が主である。しかし延暦十九年の

【史料⑤】に「崇道天皇」の追称という墓に関与しない対応が現れて以降、延暦二十四年後半から大同五年にかけては墓と関連せず仏教的な対応が中心となる。これは特に【表2】のNo. 28～31に顕著に表れている。そのため早良親王より前の「怨霊」には墓に関連する対応が、早良親王より後の「怨霊」には墓に関与しない対応が確認できるのではないかと予想される。そして、早良親王以後の「怨霊」には仏教的対応も定着していくと考えられる。

また、早良親王は廢太子のまま死亡した。しかしのちに天皇に準じる待遇を受けている。「怨霊」となる経緯から、このように生前に落とされた地位や名誉を回復させることも対応として重要であると考えられる。

さらに「謝」という表現について指摘しておきたい。本稿で検討する人物の中では、早良親王にのみ用いられる語である。そして早良親王の対応のなかでも、主に墓に対して何らかの働きかけを行なっている時に用いられる表現である。このことから「謝」は単なる謝罪とも読めるが、墓に対して行われる行為だったとも言えるだろう。また、大江篤氏は『続日本紀』にみえる「謝」について「神の示現に対し、人が報いる行為を示している」という<sup>40</sup>。しかし、早良親王以外に怨霊とされる人物には用いられていない。「謝」が用いられていないことを理由に「怨霊」ではないと断定することは難しいだろう。そこで本

稿では大江氏の指摘は考慮するものの、「怨霊」であると判断する条件には用いない。

## 小括

第一章では「怨霊」の画期と考えられる早良親王について検討した。まず第一節で早良親王の死後に行われた対応とその契機について論じた。史料から対応の契機を明確に読み取れるのは延暦十一年の皇太子の病のみである。これに基づいて、皇太子の病と同様の事態である皇族の病や死が早良親王の「祟」とみなされたと推定した。そのほか、延暦十六年の対応には怪異が、延暦十八年・十九年の対応には自然災害が結び付けられて論じられる場合もあるが、史料からは早良親王との関連を読み取れない。ただし、延暦十八年、十九年の対応についてはいずれも春宮亮の派遣があり、皇太子に関連していると言うことは

できるだろう。以上のことから、「怨霊」は皇族の病に影響すると考えられた可能性が高いと推定した。

第二節では、対応について詳細に分析し、時期的な変化や特徴を論じた。早良親王への対応は延暦十九年まで墓そのものに手を加えたり、墓を会場として行われたりすることが多かった。しかし延暦十九年以降、墓と関連しない対応が現れる。同じ頃、複合的に対応に関わっていた仏教、神祇、陰陽道のなかで仏教が対応の中心を担うようになる。さらに、早良親王を先帝として扱い名誉回復する対応も現れた。そして桓武天皇の死後にはこれらが統合され、墓との関与が薄い仏教的な対応が行われるようになったと分析した。

第三節では第一節、第二節の検討から先行研究の指す怨霊とは異なる「怨霊」と呼べる条件を四点設定した。まず一点目として怨恨の原因となるような不本意な死を遂げたこと

が重要である。二点目は「怨霊」は皇族の病に影響を及ぼしたと捉えられることである。そして三点目に「怨霊」に対して、早良親王以前には墓を中心とした対応が、早良親王以後は墓と関与しない仏教的な対応がとられるのではないかと想定した。最後に四点目として、早良親王がその地位を追われ、死後に名誉回復されていることから、名誉回復も「怨霊」の条件として重要であると考えた。

以上の考察から、第一章では先行研究ではあいまいにされてきた「怨霊」を明確に定義した。次に、「怨霊」と社会の相互関係を考察する前提として、第二章以降では早良親王以前と以後の時期に、先行研究上怨霊と考えられてきた人物について検討していく。

## 第二章 早良親王以前の「怨霊」

第二章では早良親王の検討から抽出した「怨霊」の要素をもとに、早良親王以前に先行研究上怨霊と考えられる人物について遡って考えたい。「怨霊」と言えるどうか判断するために、第一章で確認した通り、不本意な死を遂げたこと、皇族の病に影響したと考えられたこと、墓を中心にした対応が行われていること、名誉回復が行われていることの以上四つの観点を重視する。

### 第一節 長屋王

長屋王は天平元年、密かに左道を学び国家を傾けようとしているという密告から王宅を囲まれ窮問され<sup>41</sup>、妻の吉備内親王やその子たちとともに自経した<sup>42</sup>。いわゆる長屋王の

変である。先行研究では長屋王が最初の「怨霊」と考えられる場合もある。例えば長洋一氏は長屋王以前の「世人が同情した政治的敗北者」として山背大兄王、有間皇子、大津皇子を挙げ、いずれもその心情・才能の讚美はあっても怨霊化しておらず、こうした政治的敗北者の流れを汲む長屋王や藤原広嗣から怨霊化が始まったと評価している<sup>44</sup>。一方で柴田博子氏は長屋王本人への対応が行われていないことから国家の鎮圧対策は見られないという立場である<sup>44</sup>。小林茂文氏も長屋王を「怨霊」と認めることはできないとしている<sup>45</sup>。はじめにでも述べたが、先行研究の中でも怨霊と認めるべきかについて議論が続いている人物の一人である。

ではまず長屋王は非業の死だったのか。長屋王は謀反の疑いで邸宅を囲まれ、妃や子とともに自殺した。葬儀の際、妻の吉備内親王は無罪となり、王も罪人ではあるが葬儀をい



やしくしてはいけないと勅が出されている<sup>36)</sup>。死の直後から葬儀に配慮が行われている。

また、長屋王の死から九年後の天平九年七月には長屋王謀反の密告は嘘であることを告白した中臣宮廼東人が、長屋王に仕えていた大伴子虫に殺される記事が残っている<sup>37)</sup>。長屋王の死のきっかけとなった密告が嘘であり、冤罪だったと認識されていたことがわかる。冤罪で妻子とともに命を絶ったことは不本意な死と言えるだろう。

次に長屋王はどのような影響を及ぼしたと考えられていたのか。長屋王は【表1】のNo. 1・2に該当する。長屋王の死後、天平七年ごろから疫病が猛威をふるい、藤原四子も相次いで死亡した<sup>38)</sup>。寺崎保広氏はこれが長屋王の祟りと考えられたという<sup>39)</sup>。しかし長屋王が疫病流行の原因となったと明確に示す史料は残っていない。また、第一章で確認した、皇族の病を引き起こすという「怨霊」の条件とも一致しない。

次に長屋王への対応について検討する。発掘調査により長屋王邸宅跡に光明皇后宮が置かれたと考えられている<sup>50</sup>。寺崎保広氏はこのことから光明皇后の五月一切経写経事業は「長屋王に対する罪滅ぼしといった意味合いが込められていた可能性が高い」としている<sup>51</sup>。寺崎氏はそのほかにも、当時の人が天然痘の蔓延を長屋王の祟りと考え、その霊を鎮めるために子女への叙位を行ったと推測している<sup>52</sup>。写経事業については長屋王に向けられたものであることを明確に確認できない<sup>53</sup>。そして写経事業も子女への叙位も墓と関連する対応ではない。そのためいずれも「怨霊」への対応とは言えない。

以上のことから、長屋王は不本意な死であり名誉回復とみなせる記事も残っているが、影響を及ぼしたと考えられる事象や対応については「怨霊」の条件と一致しない。そのため本稿では長屋王を「怨霊」とは判定しない。

ただし、長屋王に関連すると言われる史料を確認しておきたい。『続日本紀』天平二年（七三〇）九月二十九日条には次のようにある。

詔曰、（中略）又安芸・周防国等妄ニ説禍福一、多集ニ人衆一、妖・ニ祠死魂一、

云レ有レ所レ祈。又近レ京左側山原、聚・ニ集多人一、妖言惑レ衆。多則万人、少乃数千。

如レ此之徒、深違ニ憲法一。若更因循為レ害滋甚、自今以後、勿レ使ニ更然一。（後略）

安芸・周防国において人が集まり「死魂」を妖祠することや京に近い山原で妖言によって人を惑わすことが行われており、それを規制する詔である。長洋一氏はこの「死魂」が長屋王一族のことを指しているのではないかと指摘した<sup>54)</sup>。しかし史料上で長屋王との関連は読み取れない。「怨霊」の活動そのものというよりむしろ「妖言」を広げている民間宗教者の活動の記録と言える。長屋王は「怨霊」とは言えず、この記事も長屋王との関連

は確認できない。しかし地方で「死魂」をまつる動きがあり、それが規制の対象であったことは重要だろう。この時期に死者の魂を語る言説がすでに存在したということである。

また、もう一つ長屋王に言及がある史料として『日本霊異記』中巻第一縁が挙げられる。

「怨霊」との関連が指摘される部分では、長屋王の遺骨が土佐国に流されたことになっている。遺骨が流された地では「親王の気」によって国の百姓が皆死んだ。そこで都に近づけるために紀伊国海部郡椒抄の奥の嶋へと移されたという。

先ほど確認した通り長屋王の葬儀は罪人としながらも丁寧に行われており、土佐国に流されたという記録もない。そして『日本霊異記』は早良親王の「怨霊」が認定された後の記述であると小林茂文氏が指摘している<sup>155</sup>。少なくとも『日本霊異記』が書かれた時期には長屋王が怨霊的な存在として認められていた可能性はある。しかし『日本霊異記』の記

述を根拠に長屋王の死や疫病流行の時期にも長屋王の「怨霊」が恐れられていたとは言えない。

## 第二節 藤原広嗣

藤原広嗣は天平十二年八月に吉備真備と玄昉の追放を掲げて上表文を朝廷に提出し、九州で挙兵して反乱を起こした<sup>56</sup>。その後十一月に朝廷に鎮圧され斬られた<sup>57</sup>。

広嗣は非業の死と言えるのだろうか。乱を起こし朝廷に鎮圧されているため、冤罪であるとは言えない。ただし反乱の志半ばで死亡したことは本人にとっては不本意な死であったと考えることはできるだろう。

続いて、広嗣が及ぼした影響について考える。【表1】ではNo. 3・4にあたる。まず、

『続日本紀』天平十八年（七四六）六月十八日条に次のように記される。

僧玄昉死。玄昉、俗姓阿刀氏。靈龜二年入唐学問。唐天子、尊レ昉、准ニ三品一、

令レ着ニ紫袈裟一。天平七年、随ニ大使多治比真人広成一、還帰。賣ニ經論五千餘卷及諸

仏像一來。皇朝、亦施ニ紫袈裟一着レ之。尊為ニ僧正一、安ニ置内道場一。自レ是之後、

榮寵日盛、稍乖ニ沙門之行一。時人惡レ之。至レ是、死ニ於徒所一。世相伝云、為ニ藤原

広嗣靈一所レ害。

この記事は玄昉の伝である。玄昉は唐から帰還後、天皇から紫袈裟を与えられるなど高待遇であったが、天平十七年に筑紫観世音寺造営に派遣される。史料ではこれを「徒所」と表現し、「徒所」で亡くなったのは広嗣の霊が害したことによるものであるという世相の声を伝えている。

次に、吉備真備の薨伝である『続日本紀』宝亀六年（七七五）十月二日条に、広嗣の乱と吉備真備の左降を次のように記されている。

（前略）十一年、式部少輔従五位下藤原朝臣広嗣、与ニ玄昉法師一有レ隙。出為ニ大宰少貳一、到レ任、即起レ兵反。以レ討ニ玄昉及真備一為レ名。雖ニ兵敗伏レ誅、逆魂未レ息。勝宝二年、左ニ降筑前守一、俄還ニ肥前守一。（後略）

このことから、吉備真備も「未レ息」という状態にある広嗣の「逆魂」によって筑前守に「左降」されたことがわかる。

広嗣について柴田博子氏は「天皇・皇族を直接的におびやかしてはおらず、自然災害とも関連していない」と評価した<sup>58</sup>。第一章で設定した皇族の病という条件からも外れる。しかし、個人に影響を及ぼしたことが明確である点は皇族という限られた範囲に影響した

早良親王と近く、重要と考えられる。

続いて広嗣への対応について考える。まず、佐賀県にある鏡神社の由緒を伝える、『群書類従』第二輯『松浦廟宮先祖次第并本縁起』を参照したい。この史料は鎌倉時代成立とも言われる<sup>60</sup>が、その祖と言えるものは十世紀末から十二世紀初頭ごろ成立したと考えられており、玄昉と道鏡の混同などが見られる為、記述の真贋についても評価が分かれている<sup>60</sup>。広嗣の慰撫に関連する部分は次のようにある。

(前略) 於レ斯勅使真吉備朝臣以ニ天平十七年一造、ニ立廟殿二字一。奉レ令レ鎮、三坐兩所廟。以ニ即建立神宮知識無怨寺一奉レ安、ニ置仏経一。以ニ彼甘口僧一定、ニ置祈願住寺僧一。以ニ持夫六十人一分、ニ置宮寺雜掌人

御墓守三十人。  
寺家雜役三十人。 (後略)

勅使吉備真備によって廟堂二字が置かれ、これが神宮知識無怨寺になったとする記述で



ある。長洋一氏、山田雄司氏はこれを藤原広嗣への対応と指摘した。<sup>1)</sup>『松浦廟宮縁起并先祖次第』の記述には鵜呑みにできない部分もあるが、天平十七年に造寺があったとすればそれは広嗣への対応の可能性がある。仏教的対応と言えよう。また寺名から「知識」の活動が推測されるため、松浦郡の民衆との関連も指摘されている。しかし、墓に関連する対応は見られない。また、名誉回復も行われていない。そこでこの造寺については民間の知識の活動が後述する橘奈良麻呂の例のように「郷邑を擾乱」することにならないよう、正式の僧を揃えて知識を教導できるように計ったという柴田博子氏の理解に従いたい<sup>2)</sup>。

個人霊が明確に影響を及ぼした早い例として認められるが、本稿では「怨霊」とはみなさない。

### 第三節 橘奈良麻呂

橘奈良麻呂は橘諸兄の子で、天平勝宝九年にいわゆる橘奈良麻呂の乱を起こし関係者とともに処罰された<sup>63</sup>。

まず、橘奈良麻呂は反乱を起こしており、長屋王のようにのちに冤罪であったことを示す記事も確認できない。そのため冤罪であるとは言えない。広嗣と同様、本人にとって不本意な死であった可能性は考えられる。

次に、橘奈良麻呂が影響したと考えられる出来事を検討する。【表1】ではNo. 5・6にあたる。『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月八日条には次のようにある。

勅曰。比者、頑奴潜凶ニ反逆一。皇天不レ遠。羅令レ伏レ誅。民間或有下仮託ニ亡魂一、浮言紛紜、擾ニ乱郷邑一者上。不レ論ニ輕重一。皆与同罪。普告ニ遐迩一宜レ絶ニ妖源一。

橘奈良麻呂の乱の後に「亡魂」に仮託して「浮言」が入り乱れ、郷邑を擾乱させることを禁止する詔である。橘奈良麻呂の乱と関係者の処罰の直後に出された詔であり、「亡魂」そのものへの対応ではない<sup>1)</sup>。そして、奈良麻呂と結び付けられた事象を示す史料は他に見つからなかった。

では橘奈良麻呂への対応を確認する。承和十年、十四年に贈位が行われている。まず『続日本後紀』承和十年（八四三）八月十五日条には次のようにある。

是日。詔曰。无位橘朝臣奈良麻呂。倚伏難レ測。既扃ニ夜台<sup>1)</sup>。悼ニ福祿之不<sup>1)</sup>レ長。

悲ニ忠貞之未<sup>1)</sup>レ遂。宜下寛ニ<sup>1)</sup>典<sup>1)</sup>。式賁中幽墳<sup>上</sup>。可ニ贈從三位<sup>1)</sup>。

橘奈良麻呂に従三位を贈位されたことがわかる。また、『続日本後紀』承和十四年（八四七）十月五日条には次のようにある。

丁酉。詔。贈大納言從三位橘朝臣奈良麿。更贈<sub>ニ</sub>太政大臣正一位<sub>一</sub>。崇<sub>ニ</sub>帝戚<sub>一</sub>也。

承和十年に引き続き太政大臣正一位を贈られている。しかしこの贈位の目的は「崇<sub>ニ</sub>帝戚<sub>一</sub>也」とある。この時、橘奈良麻呂の孫にあたる橘嘉智子が太皇太后として権力を持っていた。このことから橘嘉智子の血縁者である奈良麻呂の地位を回復させようとしたことが伺える。名誉回復ではあるが、「怨霊」を契機とする贈位とは読み取れない。

不本意な死だった可能性はあるが、皇族の病を引き起こしたとは考えられておらず、墓への対応も見られない。確かに贈位による名誉回復は行われた。しかしこれも「怨霊」慰撫が目的ではなく、橘奈良麻呂が当時の太皇太后橘嘉智子の祖父にあたる血縁だったことに起因するものと考えられる。以上の検討から、本稿では橘奈良麻呂を「怨霊」と判定することはできない。

#### 第四節 淳仁廃帝

淳仁廃帝は孝謙天皇の讓位により天平宝字二年に即位した<sup>63</sup>。しかしその後道鏡を寵愛する孝謙上皇と「隙有り」という仲違いの状況となり<sup>64</sup>。翌月には淳仁天皇と孝謙太上天皇の政權分担を明らかにする勅が出された<sup>65</sup>。そして天平宝字八年九月には恵美押勝の乱が起こる<sup>66</sup>。その後孝謙上皇に礼を欠いたこと、恵美押勝の謀反に関与したことを理由に淳仁天皇を廃し親王として、淡路国の公に退ける詔が出される。これにより淳仁天皇は母当麻山背とともに淡路国で幽閉された<sup>67</sup>。その後逃亡を図り、捕えられた翌日の天平神護元年十月二十二日に死亡した<sup>68</sup>。

淳仁廃帝は一度即位したものの、謀反への関与を理由に天皇を廃された。その後も幽閉

先で逃亡を図るなど、自分の置かれた状況から逃れようとする様子が読み取れる。天皇を廃され、幽閉されたまま死亡したことは不本意な死と言えるだろう。

淳仁廃帝は【表1】のNo. 7・8に整理した。先行研究では、宝亀三年の異常風雨、宝亀九年の山部皇太子の病と淳仁廃帝が関連づけられているとの指摘がある<sup>10</sup>。前者に関しては宝亀三年八月六日条で伊勢月読神の祟りとも判断されている<sup>11</sup>。一方宝亀九年の皇太子の病<sup>12</sup>は「怨霊」が皇族の病を引き起こすと考えられた点に当てはまる。

淳仁廃帝には二度の対応が行われた。まず『続日本紀』宝亀三年（七七二）八月十八日条には次のようにある。

遣<sup>13</sup>ニ從五位下三方王・外從五位下土師宿禰和麻呂及六位已下三人<sup>14</sup>、改<sup>15</sup>ニ葬廢帝

於淡路<sup>16</sup>、乃屈<sup>17</sup>ニ当界衆僧六十口<sup>18</sup>、設齋行道、又度<sup>19</sup>下当処年少稍有<sup>20</sup>淨行<sup>21</sup>者二人<sup>22</sup>上、

常廬ニ墓側、令レ修ニ功德一、

廃帝を淡路に改葬し、淡路国の衆僧六十口を招いて設齋行道を行う。また、淡路国の若く浄行ある者二人を常に墓のそばに居させて、読経などを行わせるといふ対応である。改葬は墓の整備と言える。そのほかは仏教的対応が主となっているが、いずれも墓に向けて行われるものと考えられる。

二つ目の対応は『続日本紀』宝亀九年（七七八）三月二十二日条にある。

己巳、勅、淡路親王墓宜<sub>下</sub>称ニ山陵一、其先妣当麻氏墓称<sub>中</sub>御墓<sub>上</sub>。充ニ随近百姓一戸一守之。

淳仁廃帝の墓を山陵とし、その母当麻氏の墓は御墓とした。そして近くの百姓一戸を墓守のために充てている。墓を山陵とすることは早良親王と同様に淳仁廃帝を先帝扱いする

ことであり、名誉回復と言える。ただ、墓は格上げされたものの地位自体は復されていない。また百姓一戸を当てたことは墓の整備と言えるだろう。

淳仁廃帝は不本意な死を遂げ、宝亀九年には皇太子の病と関連づけられた可能性がある。また対応は墓と関連が深い。さらに、仏教的な対応もすで見られる。名誉回復も部分的にはあるが行われた。以上のことから淳仁廃帝は宝亀年間に「怨霊」と認識されたと考えられる。

## 第五節 井上内親王

井上内親王は光仁天皇の皇后であり、その子他戸親王は皇太子であった。しかし宝亀三年に井上内親王が光仁天皇を呪詛したと疑われ廃后となる<sup>74</sup>。その後井上内親王を母に持



つ他戸親王も皇太子に相応しくないとして廃太子された。この時他戸親王は庶人となっている<sup>75</sup>。井上内親王はさらに難波内親王への呪詛も疑われ、他戸親王と共に幽閉された。<sup>76</sup>そして宝亀六年、二人は同じ日に死亡した<sup>77</sup>。

井上内親王の巫蠱事件には山部親王を擁立しようとした藤原百川らが関与した説がある<sup>78</sup>。他戸親王本人の非は確認できず、天皇を呪詛した者の子であることを理由に廃太子となった。母子が同日に死亡したことから、外部による意図的なものだったことも想定される。井上内親王、他戸親王は不本意な死を遂げたと言えよう。

井上内親王の影響と対応は【表 1・2】の No. 9 ～ 15 に示した。柴田博子氏は宝亀八年の光仁天皇と山部皇太子の病が関連づけられたと指摘する<sup>79</sup>。これは「怨霊」が及ぼす影響である皇族の病と一致する。次の対応は延暦十九年で、早良親王への対応が記された

【史料⑤】から【史料⑦】に井上内親王への対応も同時に記録されている。しかしこれについては第一章で確認したように契機がわかっていない。鎮謝を受けているのは早良親王のみであるため、早良親王の「怨霊」が井上内親王への対応を引き起こしたとも考えられる。

まず光仁天皇と山部皇太子の病をうけた対応は『続日本紀』宝龜八年（七七七）十二月二十八日条からわかる。

改<sub>ニ</sub>葬井上内親王<sub>一</sub>。其墳称<sub>ニ</sub>御墓<sub>一</sub>。置<sub>ニ</sub>守冢一<sub>烟</sub>。

井上内親王を改葬し、その墓を「御墓」として守冢一<sub>烟</sub>を置く対応である。「御墓」への改称は名誉回復、守冢の設置は墓の整備と言える。そして『続日本紀』延暦九年（七九〇）正月二十日には「丁卯、遣<sub>ニ</sub>従四位下<sub>一</sub>耆志濃王・石川朝臣垣守等<sub>一</sub>、改<sub>ニ</sub>葬故<sub>一</sub>二品井

上内親王<sup>一</sup>。」とあり、宝亀八年の改葬命令を実行したものとと思われる。

次に延暦十九年の対応を確認する。まず【史料⑤】『日本紀略』延暦十九年（八〇〇）七月二十三日条（『日本後紀』逸文）には、次のようにある。

【史料⑤】

己未、詔曰、朕有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>思、宜<sup>下</sup>故皇太子早良親王、追<sup>ニ</sup>称崇道天皇<sup>一</sup>、故廢皇后井上内親王、追復称<sup>ニ</sup>皇后<sup>一</sup>、其墓竝称<sup>中</sup>山陵<sup>上</sup>、（後略）

井上内親王を皇后に追復し、墓は山陵とされた。名誉回復と言える。

この三日後の【史料⑥】には「（前略）大和国宇智郡一畑、奉<sup>レ</sup>守<sup>ニ</sup>皇后陵<sup>一</sup>、」とあり、山陵を警護する戸を設置したことがわかる。墓の整備と言えよう。そして、二日後の【史料⑦】後半には「（前略）遣<sup>ニ</sup>散位従五位下葛井王等<sup>一</sup>、以<sup>ニ</sup>復位事<sup>一</sup>、告<sup>ニ</sup>宇皇后陵<sup>一</sup>。」

とあり、早良親王と同様に復位を告げられている。

次に対応と考えられるのは『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）二月六日条である。

丙午、令<sub>下</sub>僧一百五十人、於<sub>二</sub>宮中及春宮坊等<sub>一</sub>、読<sub>中</sub>大般若経<sub>上</sub>、造<sub>二</sub>一小倉於

靈安寺<sub>一</sub>、納<sub>二</sub>稻卅束<sub>一</sub>、又別収<sub>二</sub>調綿百五十斤・庸綿百五十斤<sub>一</sub>、慰<sub>二</sub>神靈之怨魂<sub>一</sub>也、

この記事は早良親王への対応とも考えられている<sup>80</sup>。確かに読経の場所に東宮坊が含まれていることから、この対応が【史料④】、【史料⑤】と同様に皇太子と関連しているとも考えられる。また、延暦二十四年は桓武天皇の病で早良親王への対応が行われている時期でもある。このように右の史料が早良親王への対応と言える要素はある。

しかし、靈安寺という地名は井上内親王の陵がある現在の奈良県五條市に残っており、靈安寺跡とされる場所には井上内親王らをまつる御霊神社がある<sup>81</sup>。また、右の史料の二

ヶ月後の同年四月、早良親王のために稲を納める小倉が諸国に設置されることを【史料⑨】で確認した。短期間に小倉が二種類置かれるとは考えにくい。小倉設置の対象が靈安寺から諸国に拡大したと考えることもできる。しかし、史料上の呼称についても指摘したい。早良親王への対応は追称後の「崇道天皇」の名とともに記録されることが多い。しかし、右の記事で「神靈の怨魂」という呼称である。この記事だけ呼称が異なり、名前が出てこないことは不自然だろう。以上のことから、本稿では靈安寺とは井上内親王らのために設けられた寺とする。

読経の上、稲や調庸綿を納める小倉を設置した。これは墓と関与しない仏教的な対応であり、早良親王以前の「怨霊」にはないはずの要素となる。しかし、早良親王に墓と関連しない対応が本格的に行われ始めたのも同じ延暦二十四年である。早良親王への対応の変

化に連動して、井上内親王への対応も変化したと言える。また井上内親王のための小倉の設置は寺に限った設置であり、神への幣帛と同様の意味と考えられる<sup>82)</sup>。

井上内親王の死には政治的な意図があることが考えられ、不本意な死と想定できる。また対応の契機には皇族の病が含まれており、対応も早良親王以前の「怨霊」としてふさわしい。早良親王への対応の変化に連動して井上内親王への対応も変化している。以上のことから、井上内親王は「怨霊」と判定できる。

また、弘仁元年になると、井上内親王の陵墓に対して読経が行われたり<sup>83)</sup>、弘仁十年には伊勢神宮とともに祈雨のための奉幣が行われたり<sup>84)</sup>している。これらの対処は「怨霊」とする条件に当てはまらない部分もあるように見える。しかし井上内親王への延暦二十四年までの対応とは、時期を隔てている。さらに弘仁年間以降、藤原乙牟漏陵などに同様の

対処が行われている<sup>85</sup>。これらは「山陵のタタリ」への対処と考えられている。西山良平氏によると、「山陵のタタリは怨霊のタタリに触発された」という<sup>86</sup>。そのため、井上内親王に対する弘仁年間以降の陵前読経や奉幣は、「怨霊」と関連しない訳ではない。しかし「怨霊」への対処というより、怨霊のタタリが影響した「山陵のタタリ」への対処と考えられる。

ここまで井上内親王を中心に考えてきた。共に死亡した他戸親王についても考える。他戸親王の影響が考えられる記事として、『続日本紀』宝亀十年（七七九）六月二十三日条がある。周防国で他戸親王を騙っていた者に関する記事である。このように地方で死者について語る者が現れることはこれまでの検討でも確認されている<sup>87</sup>。しかし他戸親王の「怨霊」が活動した形跡は他にない。他戸親王に対応を行った記事も確認できない。地位

は庶人のままで、むしろ暴虐であったと貶める記述が残っている<sup>80</sup>。井上内親王が第一章で設定した条件に該当する一方で、同じ状況下で死亡した他戸親王が「怨霊」であった形跡は見られないのである。先行研究でも「怨霊」について述べる際井上内親王のみを論じることもし少ない。小林茂文氏も、他戸親王は「怨霊」と認識されていなかったと述べており<sup>81</sup>、妥当であろう。他戸親王が井上内親王と同様に対処されなかった意味については第四章で詳しく検討したい。

## 小括

第二章では早良親王以前に怨霊と考えられている人物について検討した。その結果、本稿で「怨霊」と判断できるのは淳仁廃帝、井上内親王だった。淳仁廃帝にはすでに仏教的



な対応が見られる。また、母である当麻氏にも対応が行われていることも淳仁廃帝の「怨霊」の特徴と言えよう。そして井上内親王への対応は、早良親王への対応が墓を中心としたものから、墓と関連が薄く、より仏教的なものに変わる延暦二十四年に同様に変化している。しかし、ともに幽閉され死亡した他戸親王への対応は確認できなかった。「怨霊」とは判定しなかった長屋王や藤原広嗣、橘奈良麻呂についても、先行研究でも指摘されているように、それぞれが死亡した時期に「亡魂」や「死魂」を語る民間の者はすでに存在していた。

### 第三章 早良親王以後の「怨霊」

次に、早良親王とともに貞観五年の神泉苑御霊会で祀られた五組の「御霊」について検討する。御霊会とは何か。まず御霊会の初見記事である『日本三代実録』貞観五年（八六三）五月二十日条では次のように述べられる。

廿日壬午。於ニ神泉苑一修ニ御霊会一。勅遣下ニ左近衛中将従四位下藤原朝臣基経。右近衛権中将従四位下兼行内蔵頭藤原朝臣常行等一。監中会事上。王公卿士赴集共観。霊座六前設一ニ施几筵一。盛一ニ陳花果一。恭敬薰修。延ニ律師慧達一為ニ講師一。演一ニ説金光明経一部。般若心経六卷一。命ニ雅楽寮伶人一作レ楽。以ニ帝近侍兒童及良家稚子一為ニ舞人一。大唐高麗更出而舞。雜伎散楽競尽ニ其能一。此日宣旨。開ニ苑四門一。聴ニ都邑人出入縦観一。所謂御霊者。崇道天皇。伊予親王。藤原夫人。及觀察使。橘逸勢。

文室宮田麻呂等是也。並坐レ事被レ誅。冤魂成レ厲。近代以來。疫病繁発。死亡甚衆。天下以為。此災。御靈之所レ生也。始レ自ニ京畿一。爰及ニ外国一。每レ至ニ夏天秋節一。修ニ御靈会一。往々不レ断。或礼レ仏説レ經。或歌且舞。令下ニ童貫之子一靚粧馳射。膂力之士袒裼相撲。騎射呈レ芸。走馬争レ勝。倡優嫚戲。遞相誇競上。聚而觀者莫レ不ニ填咽一。遐迩因循。漸成ニ風俗一。今茲春初咳逆成レ疫。百姓多斃。朝廷為祈至レ是乃修ニ此会一。以賽ニ宿禱也一。

崇道天皇を筆頭に、伊予親王、藤原夫人、觀察使、橘逸勢、文室宮田麻呂らの「冤魂」が疫病を起こしており、御靈会はそれを鎮めることで疫病を鎮静することが目的と記されている。また御靈会はもともと貞観五年以前から諸国、そして民間で行われていたものである<sup>90</sup>。これは右の史料の「始レ自ニ京畿一。爰及ニ外国一」という記述からもわかる。

そして、これまで御霊会と怨霊は関連するものと見られてきた。そこで「怨霊」と御霊・御霊会の関係を明らかにするため、第三章では貞観五年御霊会で挙げられた人物を対象として検討を進める。

### 第一節 伊予親王・藤原夫人

まず、崇道天皇の次に名前が上がっている伊予親王と藤原夫人について検討する。伊予親王は桓武天皇の皇子である。また藤原夫人は伊予親王の母藤原吉子を指す。大同二年、謀反の疑いで捕えられた藤原宗成が、首謀者は伊予親王であると証言した<sup>100</sup>。これにより伊予親王は母藤原吉子とともに川原寺に幽閉され<sup>101</sup>、二人は十一月十二日に毒を仰ぎ死亡した。この日の記事には「時人哀レ之」とあり、当時の人々が二人の死を憐れんだことが

わかる<sup>93</sup>。こうした経緯から伊予親王と藤原吉子は不本意な死であったと想定できる。

では、この二人が死後に登場する記事を確認したい。【表1】ではNo. 32～36にあたる。

まず『類聚国史』巻二十五・三十四・百八十七大同五年（八一〇）七月二十七日条（『日本後紀』逸文）に対応が記録されている。

乙丑、度ニ一百卅人<sup>一</sup>、奉<sup>ニ</sup>為崇道天皇<sup>一</sup>一百人、為<sup>ニ</sup>伊予親王<sup>一</sup>十人<sup>一</sup>、夫人藤原氏廿人、

第一章で、早良親王への対応としても紹介した記事である。ここでは早良親王、伊予親王、藤原吉子のために合計百三十人が度されたことがわかる。百三十人のうち伊予親王のためには十人、藤原吉子のためには二十人が度されている。墓との関連は示されておらず、また仏教的な対応と言える。そして、嵯峨天皇の不予と結び付けられた可能性がある。

次の対応は、『日本紀略』弘仁十年（八一九）三月二十一日条（『日本後紀』逸文）にある。

己亥、詔、朕有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>思、宜<sub>レ</sub>復<sub>ニ</sub>故皇子伊予・夫人藤原吉子等本位・号<sub>一</sub>、

伊予親王と藤原吉子の本位・号を復した記事である。「朕思<sub>ウ</sub>所有<sub>リ</sub>」で始まり対応を行う内容は、早良親王を崇道天皇とし、井上内親王を皇后に復した【史料⑤】と同様の構造になっている。これは本人の名誉を回復する対応である。

その後、『日本紀略』弘仁十四年（八二三）七月二十五日条（『日本後紀』逸文）<sup>96</sup>には次のようにある。

丁丑、故三品中務卿伊予親王・故従三位夫人藤原朝臣吉子、復<sub>ニ</sub>位号<sub>一</sub>。帳内・資人又依<sub>レ</sub>法行之。

復位に伴い、剥奪されていた帳内・資人も再度与えられている。何らかの理由で弘仁十年の復位が実行されず、嵯峨天皇が讓位し、淳和天皇が即位した後に再び実行されたという見解もある<sup>55</sup>。本稿において弘仁十四年の記事は、弘仁十年または弘仁十四年の復位号を受け、それに相当する帳内・資人も再び与える内容と解釈をしておきたい。

この弘仁十四年の対応については、同年四月に嵯峨天皇から淳和天皇への代替わりがあったことが関連づけられている<sup>56</sup>。淳和天皇即位は四月であり<sup>57</sup>、天皇の病が起こった際の早良親王への対応の早さと比較すると時期が少し離れている。その他、伊予親王事件の多くの関係者の復位が弘仁元年に行われたことに伴ったものであるとの指摘もある<sup>58</sup>が、これも時期に隔たりがある。そこで、対応と比較的時期が近い天皇の代替わりを契機と考えると、これは契機となる不幸が起こってからの対症療法的な対応ではないと考えられる。

むしろ天皇家の平穩を願う予防的対応と言える。桓武天皇が死の直前に行った対応と同様の意味を持っていると考えられる。

続いて、承和六年には二つの対応が記録されている。まず『続日本後紀』承和六年（八三九）九月五日条は次のように記されている。

中使就ニ故贈二品伊予親王墓一。詔曰。早捐ニ柘館一。長掩ニ泉台一。悼ニ福祿之

不<sub>レ</sub>融。悲ニ倚伏之難<sub>レ</sub>測。雖<sub>三</sub>既追ニ榮於前詔一。逾欲<sub>レ</sub>飾ニ終於当年一。宜<sub>下</sub>贈ニ

榮班一。以賁<sub>中</sub>幽窀<sub>上</sub>。可<sub>ニ</sub>贈一品一。又 詔曰。親王母故无位藤原朝臣吉子属遇ニ輓

軻一。墜<sub>ニ</sub>失爵位一。時移事賈。追<sub>ニ</sub>悼宮魂一。宜<sub>下</sub>贈ニ本班一照<sub>中</sub>之窀<sub>上</sub>。可<sub>ニ</sub>贈從

三位一。

ここでは、贈二品伊予親王に贈一品を、無位藤原吉子に贈三位を贈っている。また、こ



の時点で既に伊予親王が贈二品となっており、弘仁十四年から承和六年の間に一度贈位されたと考えられる。そして、贈位の目的は追悼となっている。これも名誉回復と見て良いだろう。さらに『続日本後紀』承和六年（八三九）十月七日条には次のようにある。

乙卯。贈従三位藤原朝臣吉子更贈<sub>ニ</sub>従二位<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>崇也。

「崇」があったため、藤原吉子にさらに従二位が贈位されたという記事である。山陵を除くと、死者の「崇」が記録されたのは早良親王以来である。

承和六年の二つの対応の契機を考えたい。同年八月に嵯峨太上天皇不予の記事<sup>60</sup>が見えることから、伊予親王と藤原吉子母子の「崇」が不予の原因として認識された指摘されている<sup>61</sup>。

伊予親王・藤原吉子は嵯峨天皇（上皇）の病と結び付けられた可能性がある。対応につ

いても墓と関連が薄い仏教的対応、名誉回復が行われており、早良親王以後の「怨霊」の条件に当てはまる。さらに藤原吉子は「祟」を理由に贈位が行われている。伊予親王、藤原吉子は「怨霊」と判定して良いだろう。

## 第二節 観察使

次に挙げられるのが、観察使である。具体的な名前が上がっておらず、誰を指しているのかこれまで多くの議論がなされてきた。主に指摘されるのは藤原仲成、橘逸勢などである。しかし橘逸勢説<sup>100</sup>には批判的な見方もある<sup>101</sup>。また本稿では、橘逸勢についてはこの章で取り上げている。そこで、先行研究も踏まえて、観察使＝藤原仲成と考えて検討を行う。

藤原仲成は、早良親王死亡のきっかけとなった藤原種継の子である。妹の藤原薬子が平城上皇から寵愛を受け、仲成も重用された。しかし大同五年に平城上皇の変が起こると、対立する嵯峨天皇側に捕えられ射殺された<sup>103</sup>。宮崎浩氏によると、本来関係ないはずの伊予親王事件の犯人とされていることが冤罪にあたるのだという<sup>104</sup>。また、西本昌弘氏は、仲成の罪状は薬子を教正しなかったことや虚詐のことで先帝の親王・夫人を凌侮したことであり、謀反とはやや異なるので、この罪状で射殺されたのは厳罰であるという認識が意識されるようになったのだらうと述べる<sup>105</sup>。

そして、藤原仲成が死後に現世に影響を及ぼしたことや、藤原仲成自身に何らかの対応が行われたことを示す史料は貞観五年御霊会の記事以外にはほとんど残っていない。山崎雅稔氏は仲成に対する鎮謝・贈位に関連する記事として天長十年六月、仁明天皇不子の際、

仲成の子らの罪を許したことを挙げてはいるが、仲成本人に対する直接の鎮謝は貞観五年御霊会だけであるという<sup>106</sup>。

天皇不予と結び付けられた可能性はあるが、対応については本人の名誉回復が行われていない。また、墓が関与しない仏教的な対応にも当てはまらない。少なくとも貞観五年御霊会までは「怨霊」と認識されてはいなかったのではないか。本稿でも「怨霊」とはみない。せない。

### 第三節 橘逸勢

橘逸勢は承和九年に起こった承和の変に際して、謀反人として捕えられ、その後伊豆国への配流途中で死亡した<sup>107</sup>。山崎氏は橘逸勢がこの時橘姓を奪われて「非人」と呼ばれ

た待遇について、仁明天皇の母橘嘉智子やその兄橘氏公の意図であり、橘氏の庶流を排除するねらいがあったと言う<sup>108</sup>。拷問を受け地位を貶められた上で死亡しており、「冤魂」を抱きうる不本意な死であったと推察される。

橘逸勢にはいくつかの対応が行われた記録が残っている。これらは【表1】のNo. 38・

39にあたる。まず、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）五月十五日条には次のよう  
にある。

追<sup>一</sup>ニ贈流人橘朝臣逸勢正五位下<sup>一</sup>。詔下<sup>二</sup>遠江国<sup>一</sup>。帰葬<sup>ニ</sup>本郷<sup>一</sup>。（後略）

「流人」橘逸勢に正五位下を追贈し、逸勢が葬られた遠江国に逸勢を本郷へ帰葬するよう命じている。つまり、嘉祥三年には追贈と改葬が行われた。この対応の契機には同月に没した橘嘉智子との関連が指摘されている<sup>109</sup>。

次に、『日本文徳天皇実録』仁寿三年（八五三）五月二十五日条でも追贈が行われていることがわかる。

加・三贈正五位下橘朝臣逸勢従四位下<sup>一</sup>。

さらに従四位下が追贈された。この対応は天皇の代替わりなどが契機として推定されている<sup>二〇</sup>が、病等の記録はない。

橘逸勢は嘉祥三年に皇后橘嘉智子の死との関連が指摘されている。また墓への対応が行われている一方で仏教的対応は見えない。早良親王以後の「怨霊」としては認められない。むしろ早良親王以前の「怨霊」に近い要素を持っている。

#### 第四節 文室宮田麻呂

文室宮田麻呂は承和十年十二月に謀反を企てているとの従者による密告があり<sup>112</sup>、その後斬刑となるところを一等減じて伊豆国に配流となった<sup>113</sup>。

文室宮田麻呂の死については諸説あるが、いずれも断定できない<sup>114</sup>。

文室宮田麻呂が結び付けられた事象は史料に残っておらず、先行研究での指摘もない。

また、文室宮田麻呂への対応も見られない。觀察使と並んで「怨霊」の影響と対応が記録されていないのである。以上のことから、文室宮田麻呂は「怨霊」と判定できない。

#### 小括

貞観五年御霊会の記事で名前を挙げられた六人のうち、早良親王を除いて、本稿では伊

予親王、藤原吉子を「怨霊」と判定した。観察使（藤原仲成）と文室宮田麻呂の二名は本人への対応をされた形跡がほぼ見られない。これは宮崎浩氏も指摘する通りである<sup>114</sup>。また、橘逸勢は早良親王以後の「怨霊」とは認定できないが、早良親王以前の「怨霊」的要素を持ち合わせた人物である。

ここまで、先行研究で怨霊と考えられてきた人物が、第一章で設定した「怨霊」の条件に当てはまるか判定してきた。本稿で「怨霊」と呼べるのは淳仁廃帝、井上内親王、早良親王、伊予親王、藤原吉子である。いずれも不本意な死を遂げ、皇族の病を引き起こしたと考えられた。こうした「怨霊」の性質は古代社会にどのような影響を与えたのか、次章で検討したい。



## 第四章 「怨霊」と古代社会

本章では、「怨霊」とそのあり方の変化が古代社会とどのように関わっていたかを明らかにしたい。

そこで、すでに触れているが、第一章から第三章の検討を【表1】、【表2】として整理した。まず【表1】では各人物について、関連が考えられる事象、その対象、対応、出典、その他関連する点を示した。

そして【表2】はさらに対応の特徴を、墓との関与、名誉回復、宗教者の関与の三項目に分けて、それぞれの有無を表した。墓との関与について史料には明記されていないが、墓を会場に行われたと推定できるものは「△」としている。【表2】では、No. 21で墓との関与がない対応が現れ、No. 28、36でその傾向が顕著になることがわかる。また、No. 21を

最後に仏教以外の関与が見られなくなり、No. 28 ～ 31 になると仏教の関与が多く見られることがわかる。これが第三章までに確認したように、墓を中心とした対応から、延暦二十四年後半に見える、墓への関与が薄く仏教的な対応へと変化したことを示している。

以上のように第一章から第三章までで明らかにしたことから、二つの視点で古代社会について考えたい。

まず、「怨霊」が影響を及ぼす対象は皇族、特に天皇である。そこで「怨霊」の影響を受ける天皇の側に変化があったのではないかと推定し、検討を行う。

次に、貞観五年御霊会で名前を挙げられた人物のうち「怨霊」と言えるのは早良親王、伊予親王、藤原吉子であった。つまり、御霊会に祀られている全員が「怨霊」ではないため、御霊会「怨霊」とは言えない。そこで、「怨霊」への対応の変化に注目して「怨霊」

と御霊・御霊会の関係についても考察する。

## 第一節 「怨霊」と天皇

第三章までの検討において、「怨霊」と認定する条件の一つとして天皇を含む皇族の病を引き起こすと考えられたことを挙げた。「怨霊」が他でもなく皇族、特に天皇に影響を及ぼすとされたことは、どのような意味を持つのか。

まず、「怨霊」が影響を及ぼすことは先行研究では「崇る」と表現されることが多い。そこで「崇る」ことについて意味を確認しておく。大江篤氏によると「崇」は記紀では神の祭祀要求を示す言葉だった。しかしそれ以降八世紀末まで国史に「崇」を記した記事は見られず、宝亀年間以降になって「崇」の記事が頻出し、「崇」の主体は神以外にも個人

の霊、山陵、神や霊を想起させるものなど多様化していくという<sup>115</sup>。

元々神に使われていた語の用法が変化する例は他にも指摘されている。柴田博子氏は「魂」という語について、記紀では神のものを指していたと述べる。しかし『続日本紀』になると死者、『日本後紀』では生者にも用いられるようになるという。柴田氏はこれを「「魂」観念の拡大」と表現し、七世紀末ごろから「魂」が人にも使われるようになり、八世紀半ばごろまでに先帝・先功臣に朝廷を加護する、神に類する動きを期待するようになったとも述べている<sup>116</sup>。

以上のように七世紀末ごろから「魂」、そして宝亀年間には「崇」など、神にのみ用いられていた語が人間にも用いられるようになっていく。そして、先帝・先功臣は神に類する働きを期待されるようになった可能性がある。このことから、神と人間が接近している

と言えるのではないだろうか。

では、この時期の天皇はどのような存在だったのか。坂上康俊氏によると、奈良時代の儀式や制度には天皇を神に類する動きが見え、天皇は神的存在だったという<sup>二〇</sup>。

第一章でも、義江氏や大津氏の論を取り上げて初穂の献上先としての神Ⅱ天皇が存在していたことを示した。さらに大江氏によると、神である天皇が他の神に崇られることは「怨霊」出現以前から確認されている<sup>二〇</sup>。

しかし、八世紀末に「崇」の主体として現れる「怨霊」は死者、人間である。「怨霊」が天皇に崇るとはつまり人間が神に崇ることになる。本来「崇」の主体となるはずの神が、神以外から崇られることはないはずである。これは、天皇が神的存在から、崇られる側、より人間的な存在になったことを示しているのではないだろうか。先帝・先功臣が神に近

づく一方、天皇は人間に接近したと言える。

また、坂上康俊氏は九世紀に天皇が変貌したとも指摘した。その変貌を「中国的な皇帝像への接近」と「中国的な皇帝像からの乖離」と表現している<sup>二〇</sup>。七世紀末から見られる人間と神の接近は、神であった天皇のあり方に影響を及ぼしたであろう。そして、「怨霊」の祟りは八・九世紀を中心に起こっている。九世紀に起こるという天皇の変貌に、この二点は少なからず関わっていると考えられる。では天皇が人間化していったことは中国皇帝からの乖離なのか、あるいは接近なのか。

中国の皇帝は天帝から統治を任された人間であるという。そのため、ふさわしい統治を行っていない時には災異が起り、良い統治を行っている時には祥瑞が現れると考えられた。これが天人相関説である。奈良時代にすでに光明皇太后の病を天の責めとする考えが

現れている<sup>120</sup>。「怨霊」の登場によって、天皇の政治を批判し、責任を問う存在が増えたと見えよう。

天皇が「怨霊」と向き合い始める光仁朝は、天武系から天智系への皇統交代が起こった時期でもあった。光仁、桓武が元は官僚であったため光仁天皇の登場をきっかけに、天皇が神であるという考えは下火になるという指摘もある<sup>121</sup>。神でなくなりつつあった天皇は、自身の正統性を今まで以上に示すことが必要になったと考えられる。桓武天皇も自身の治世を『続日本紀』として編纂させたり、「中国皇帝をイメージしたモデルチェンジを図った<sup>122</sup>」りした。さらに浮上するのが皇位継承の問題ではないだろうか。

本稿で「怨霊」とした人物はいずれも皇族であった。その意味では皇族が皇族に崇めていることになる。そして「怨霊」になった死の経緯には皇位継承が関連している。淳仁廃

帝は一度讓位されたものの、孝謙上皇によって廢位されている。ただし対応に当たった光仁天皇は淳仁廢帝の死に直接関与していない。また井上内親王は巫蠱を疑われ、皇太子であった子の他戸親王が廢太子されている。そして早良親王も藤原種繼暗殺への関与を疑われ、廢太子された。井上内親王は他戸親王の死後立太子した山部親王に、早良親王も死後立太子した安殿親王に崇ったと考えられる。伊予親王、藤原吉子が死亡した伊予親王事件に関しては諸説あるが、伊予親王が皇位継承において重要な位置にあったために排除された可能性がある。そして伊予親王と藤原吉子は嵯峨天皇への崇りを起こしたことが推測される。

特に、早良親王と同時に対応が行われている井上内親王と藤原吉子に注目すると、両者とも有力な皇位継承候補であった自身の子とともに幽閉され、死亡している。しかしこの



二組の母子への対応は大きく異なっている。伊予親王、藤原吉子は同じ日に贈位の記録があり、ほぼ同時に対応されている。一方で井上内親王母子は井上内親王が手厚く対応されているが、皇太子であった他戸親王にはほとんど言及がない。むしろ、他戸親王が暴虐であったと述べる史料も残っている<sup>133</sup>。他戸親王が廃太子された当時の理由は史料では母井上内親王が巫蠱したことになっており、本人に非があったことも示されない。井上内親王以上に不本意な死であった可能性がある。それにも関わらず他戸親王に対しては「怨霊」とみなせる対応が全く見られない。桓武天皇は他戸親王が排斥された後に立太子した。他戸親王を慰撫し、排斥されるべきでなかったことを認めると、自身の正統性が失われる。そのため、他戸親王を慰撫から排除していたと考えられる。

しかし、早良親王の「怨霊」は井上・他戸母子のことも想起させたのであろう。【表1】

で早良親王の「怨霊」が登場して以降の井上内親王への対応のほうが多いことから、早良親王の「怨霊」が井上内親王の慰撫に影響していたことがわかる。そこで、桓武天皇は井上内親王にのみ対応し、他戸親王の慰撫を行わなかったのではないだろうか。

一方で伊予親王には母藤原吉子とほぼ同等の対応が行われている。伊予親王が皇太子でなかったため、慰撫を行なっても直接嵯峨天皇の即位を否定することにはならなかったことが要因と考えられる。

ただ、淳仁廃帝の「怨霊」の対応にあたった光仁天皇は淳仁廃帝の直接の加害者ではない。これについて柴田博子氏は天人相関思想に基づき「王権をおびやかす死者は、みずから加害した者の幽魂はもちろん、苦しんでいると想定される死者すべてとなりえよう」と述べている<sup>124</sup>。こうした理由から光仁天皇が淳仁廃帝の慰撫を行なったと考えられる。

天皇がこのように「怨霊」と向き合う中で、桓武天皇が自ら死に追いやった早良親王に多くの対応を行ったことは異例に思われる。桓武天皇にとって早良親王は同母弟である。

そして、【史料⑤】では「朕有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>思」として対応を行っていたり、また【史料⑬】では桓武天皇が死の直前まで早良親王を含む藤原種継暗殺事件の関係へ対応を行っていたりと、史料からも早良親王の死が桓武天皇に大きな影響を及ぼしていることがわかる。こうした心理的な面も影響して、早良親王に他の「怨霊」以上に対応が取られ、井上内親王への対応にも影響を与えたのだろう。そして、この異例とも言える対応が神祇、仏教、陰陽道を用いた末に仏教に一本化し、「怨霊」一般への対応として伊予親王、藤原吉子にも用いられるのではないだろうか。

このように「怨霊」は八・九世紀の不安定な皇位継承の中で皇族の中に現れ、皇族に崇

った。そして「怨霊」が天皇に祟ることは、従来神であった天皇のあり方をより人間的なものとする事になった。これは天帝に統治を任せられた人間である、中国の皇帝への接近の一つと位置付けられる。なかでも桓武天皇は「怨霊」の祟りを公式に受け入れ、早良親王に仏教、神祇、陰陽道などさまざまな方法で働きかけをした。その結果、「怨霊」に対する墓との関与が薄い仏教を中心とした対応が定着したと考えられる。そして、こうした変化が起こった桓武朝は「怨霊」そのものや「怨霊」への対応の画期と言えるだろう。

## 第二節 「怨霊」と貞観五年御霊会

貞観五年御霊会に祀られた六名のうち本稿で「怨霊」と言えるのは早良親王、伊予親王、藤原吉子のみであった。橘逸勢には改葬や贈位が行われているが、これは早良親王以前の

「怨霊」の特徴と考えられる。そして、貞観五年御霊会までに慰撫が見られないのが観察使（藤原仲成）と文室宮田麻呂である。つまり、「怨霊」でない人物もまつられている。この点について、「怨霊」への対応をもとに考えたい。

「怨霊」への対応は早良親王以前には墓を中心としたものだったが、早良親王以降墓との関与が薄い対応へと変化したと考えられる。そして、「怨霊」には延暦十六年から十九年ごろには神祇、仏教、陰陽道の複合的な対応を行われたことが確認できるが、その後仏教が対応の中心となっていく。以上のことを第三章までに指摘した。

では貞観五年御霊会を見てみる。まず、会場は神泉苑である。名前を挙げられた六名の墓とは関わりのない場所と言える。そして、さまざまな芸能の他に読経も行われており、律師恵達が講師として参加している。芸能によって御霊を慰めるとともに、仏教による慰

撫も行われていると言える。このように貞観五年御霊会でも、墓と関連が薄い仏教的対応という、早良親王以後の「怨霊」への対応と同じ構造が見える。

御霊会は本来民間で行われていた。さらに西本昌弘氏は、【史料⑬】に見える早良親王のために金剛般若経を読経する行事が、諸国の御霊会の元になったと推測している<sup>125</sup>。早良親王の「怨霊」への対応が諸国での御霊会となり、貞観五年御霊会に繋がったとすると、貞観五年御霊会が「怨霊」への対処と同じ構造をしているのは当然だろう。

では御霊とはどのような存在だろうか。貞観五年御霊会の記事では疫病の原因と考えられている。これは天皇の病を引き起こすと考えられた「怨霊」の性質とは異なっている<sup>126</sup>。そして、御霊のなかでも「怨霊」は一部である。御霊の持つ社会全体への崇りと個人への崇りの混合という二面性はすでに指摘されている<sup>127</sup>が、やはり天皇や皇族という

限られた個人に祟る「怨霊」と、疫病の形で不特定多数の人々に影響を及ぼす御霊との間には対象とする範囲の違いがある。

こうした「怨霊」と御霊の違いを踏まえてさらに考えたい。まず「怨霊」と考えられた早良親王、伊予親王、藤原吉子を御霊とすることは、「怨霊」が祟る対象を変えることになる。そして、御霊会が元々民間で行われていたことを考慮すると、御霊が疫病を発生させるという考えも民間で生まれたものだと言える。朝廷はこの民間の論理を利用し、「怨霊」も御霊として疫病の原因にすることで、天皇に直接祟りが及ぶことを避けようとする意図があったのではないだろうか。御霊会の目的を清和天皇の聖体護持や清和朝の安定とする論もある<sup>128</sup>。

一方で、「怨霊」ではないが御霊となったのは藤原仲成、橘逸勢、文室宮田麻呂である。

「怨霊」ではないため天皇を崇っていない。つまり皇族にとっての脅威ではない。そのため藤原北家をはじめとする天皇以外の政治的な意図がより重要だったと考えられる。貞観五年御霊会開催には単一の目的があったわけではなく、天皇と藤原北家それぞれの存在を保護する狙いがあったと言えるだろう。

しかし、彼らはいずれも「怨霊」慰撫と同様の構造でまつられた。これは第一節で触れた死者と神の接近が関連しているのではないだろうか。そして、「怨霊」発生から御霊会開催の時期と重なる八・九世紀になると、神は仏教への帰依を求めようになり、神宮寺建立や神前読経が行われる<sup>230</sup>。神が仏教によってまつられ始めるのだ。神に近づいた死者も同じように仏教で慰められる。以上のように御霊会で「怨霊」とそれ以外の人物が同じ方法で慰撫される背景には神仏習合の進展も認められると推測される。



## 小括

第四章では、第三章までの整理に基づいて「怨霊」と古代社会の関わりを論じた。

まず第一節では「怨霊」と天皇の関係に注目した。奈良時代、天皇は神的存在であったが、「怨霊」に崇られることで人間的な存在へと変化した。これは中国皇帝への接近と言える。天皇は「怨霊」に崇られることによって変わった。また、「怨霊」がいずれも皇族であることから、「怨霊」発生の背景の一つに不安定な皇位継承があるのではないかと考察した。不安定な皇位継承によって生まれた「怨霊」が天皇に崇ること、天皇の人間化を促したといえる。

第二節では「怨霊」と貞観五年御霊会の関係に注目した。九世紀半ばに開かれた貞観五年御霊会では、本稿で「怨霊」と判定した早良親王、伊予親王、藤原吉子と、「怨霊」と

は判定しなかった観察使（藤原仲成）、橘逸勢、文室宮田麻呂が同じ御霊としてまつられていた。天皇の病を引き起こすと考えられた「怨霊」と、疫病を起こすと考えられた御霊の性質は異なっている。朝廷は貞観五年御霊会において「怨霊」を御霊とすることで、早良親王、伊予親王、藤原吉子の「怨霊」が祟る対象を天皇から不特定多数の民衆へと変えたと言えるだろう。

一方で、「怨霊」ではない観察使（藤原仲成）、橘逸勢、文室宮田麻呂は天皇を脅かしていない。この三名を御霊としたことには排斥を行なった藤原北家などの政治的な意図がより大きく働いていたであろうことを指摘した。

また、御霊会は「怨霊」も御霊も、同じ「怨霊」慰撫の方法でまつった。これについては第一節で指摘した神と人間の接近、そして「怨霊」発生と同じ八・九世紀に進展する神

仏習合との関連があるのではないかと論じた。

## おわりに

本稿では、怨霊という語が古代においてほとんど使われていないにも関わらず、これまでの研究で怨霊の定義について疑問を持たれることが少ない点、怨霊と御霊が区別なく語られることがある点に注目し、史料から「怨霊」の再定義を試みることを出発点として検討を進めた。

第一章では「怨霊」の画期と考えられる早良親王について整理し、「怨霊」を判定するために、不本意な死を遂げたこと、皇族の病と結び付けられることが必要だとした。また、対応についてはまず不本意な死を遂げていることから名誉回復が重要であると考えた。さ

らに早良親王への対応を整理すると、延暦十九年ごろまでは墓に関連する対応が多く、延暦十九年以降は墓との関与が薄い仏教的な対応が現れる傾向がみられた。そのため、早良親王以前の「怨霊」は墓に関連する対応が行われていること、早良親王以後の「怨霊」は墓との関与が薄い仏教的な対応が行われていることを「怨霊」と認定する条件に加えた。

第二章では早良親王以前に「怨霊」と指摘されてきた人物について第一章で設定した条件に基づいて検討した。「怨霊」と判定できるのは淳仁廃帝、井上内親王のみである。しかし、天平年間からすでに「死魂」や「亡魂」といった死者を民間で語る者は存在していた。

第三章では早良親王とともに貞観五年御霊会で御霊に挙げられる人物について検討した。伊予親王、藤原吉子は「怨霊」とみなせるとした。また橘逸勢は早良親王以前の「怨霊」

の特徴を備えているが早良親王以後の「怨霊」とは言えない。そして観察使・文室宮田麻呂への対応はほぼなされておらずこの二人は不本意な死という点を除いて「怨霊」と呼べる条件を満たしていないことを明らかにした。

第四章では「怨霊」が古代社会とどのような関係にあったのかを考察した。まず第一節では「怨霊」と天皇の関係について述べた。本来神に用いられていた言葉が七世紀末以降人間に用いられるようになる例があることから、神と人間の距離が近づいていたと考察した。そして崇る主体、神であったはずの天皇は八世紀末から「怨霊」つまり人間からの崇りを受け入れることでより人間的な存在となっていたことを指摘した。そして「怨霊」となった人物はいずれも皇族であり、皇位継承にまつわる争いが「怨霊」を生み出した背景の一つであると考察した。そして、早良親王との関係によって初めて公式に早良親王の

崇りを受け入れた桓武が「怨霊」への対処の定型化や「天皇の人間化」において重要な存在であると結論づけた。

第二節では、「怨霊」への対応の変化をもとに貞観五年御霊会と「怨霊」のつながりについて述べた。「怨霊」の一部は天皇に直接崇ることを避けるために不特定多数の民衆に疫病を引き起こす御霊へと変化させたことを指摘した。一方「怨霊」ではない人物は天皇以外の政治的意図によって御霊としてまつられたとした。このことから、御霊会は天皇と藤原北家らそれぞれの存在を守るために行われたと考えた。さらに、御霊会において「怨霊」とそうでない人物が同じ「怨霊」の手法でまつられることについては、先帝・先功臣をはじめとする死者が神に近づいていたことが要因ではないかと考え、神仏習合が影響した可能性も述べた。

ここまで「怨霊」から古代の天皇や御霊会について論じてきた。御霊会に関しては見識不足であった部分が多々有るだろう。また、「怨霊」という語がどこから生まれたのか、諸橋轍次編『大漢和辞典』では仏教用語であると示されているが、今回はそれ以上検討することができなかった。

「怨霊」も一因となって九世紀の天皇はより人間的、中国の皇帝的存在へと変化した。そして天皇は御霊会で名前を挙げられた「怨霊」が祟る対象を、天皇から不特定多数の人々へと変化させたことを推測した。この相互作用には神仏習合も影響していた可能性がある。これらの点についても十分に掘り下げることができなかった。以上を今回残った課題とし、今後詳細に検討していきたい。

## 註

<sup>1</sup> 肥後和男「平安時代における怨霊の思想」(『御霊信仰』民衆宗教史叢書第五卷、雄山閣、一九八四年、初出は一九三九年)。一三頁。

<sup>2</sup> 宮崎浩「貞観五年御霊会の政治史的考察」(『史学研究』一九八号、一九九二年)。

<sup>3</sup> 柴田博子「怨霊思想成立の前提―七・八世紀における死者観の変容と王権―」(『日本古代の思想と筑紫』、權歌書房、二〇〇九年)。二六頁。

<sup>4</sup> 小林茂文「早良親王怨霊言説の発明」(『史学』七九―三、二〇一〇年)。

<sup>5</sup> 長洋一「藤原広嗣の怨霊覚書―大宰府文化の側面―」(『歴史評論』四一七号、一九八五年)。

<sup>6</sup> 前掲註3 柴田論文。

<sup>7</sup> 前掲註4 小林論文。

<sup>8</sup> 山田雄司『跋扈する怨霊―祟りと鎮魂の日本史』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

<sup>9</sup> 山田雄司「怨霊への対処―早良親王の場合を中心として―」(『怨霊・怪異・伊勢神宮』思文閣出版、二〇一四年、初出は二〇一一年)。



- 10 山田雄司「怨霊の思想」(『怨霊・怪異・伊勢神宮』思文閣出版、二〇一四年、初出は二〇一二年)。一八頁。
- 11 前掲註2 宮崎論文。
- 12 西本昌弘『早良親王』(吉川弘文館、二〇一九年)。
- 13 『続日本紀』延暦七年五月辛亥(四日)条で夫人藤原旅子、延暦八年十二月乙未(二十八日)条で母高野新笠、延暦九年閏三月丙子(十日)条で皇后藤原乙牟漏、延暦九年七月乙酉(二十一日)条で坂上又子が死亡している。
- 14 前掲註3 柴田論文。
- 15 早良親王は延暦十九年の【史料⑤】で「崇道天皇」を追称された。しかし延暦十九年以前の記事でも崇道天皇と表現されている。これは編纂時に元となった資料から編纂時の呼称に合わせて変更したものと考えられる。以降、本稿では「早良親王」に統一する。
- 16 『続日本紀』には延暦九年に早良親王の墓に守冢一畑と専当郡司を設置した記録は残っていない。
- 17 『続日本紀』延暦九年九月丙寅(三日)条。
- 18 『日本紀略』延暦十六年五月戊戌(十三日)条(『日本後紀』逸文)。
- 19 『日本紀略』延暦十六年五月甲辰(十九日)条(『日本後紀』逸文)
- 20 前掲註9 山田論文。四〇頁。
- 21 前掲註3 柴田論文。
- 22 前掲註3 柴田論文。

23 前掲註3 柴田論文。

24 『日本紀略』延暦十九年六月癸酉（六日）条（『日本後紀』逸文）。

25 大江篤「怨霊を語る者」第一節「早良親王の「祟」と「怨霊」」（『日本古代の神と霊』臨川書店、二〇〇七年、初出二〇〇〇年）。

26 前掲註12 西本論文。大和国への改葬と考えられている。

27 『日本後紀』延暦二十四年正月辛未朔条。

28 『日本後紀』延暦二十四年二月己未（十九日）条、『同』同年四月乙巳（六日）条、『同』同年五月己卯（十一日）条。

29 『日本後紀』延暦二十五年三月辛巳（十七日）条。

30 前掲註3 柴田論文。

31 『類聚国史』卷三十四大同五年七月辛亥（十三日）条で誦経が行われた。『類聚国史』卷三十四大同五年丙辰（十八日）条、同月戊午（二十日）条（『日本後紀』逸文）などでも嵯峨天皇の不予が読み取れる。平城天皇は病が原因で讓位したが、『類聚国史』卷二十五・三十一大同四年十二月乙亥（四日）条では平城に行幸しており、嵯峨天皇不予の頃には回復していたと考えられる。

32 前掲註25 大江論文。

33 前掲註3 柴田論文。

- 34 義江彰夫『神仏集合』（岩波新書453、岩波書店、一九九六年）。
- 35 大津透「クラとカギ」（『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年）。
- 36 「国忌」・「奉幣」ともに『日本国語大辞典』（小学館、二〇一二年改訂版）参照。
- 37 『日本後紀』延暦二十五年（大同元年）三月辛巳（十七日）条。
- 38 前掲註3 柴田論文。
- 39 川原寺と早良親王、伊予親王、藤原吉子の怨霊の関わりについては大江篤「怨霊を語る者」第二節「伊予親王の怨霊と川原寺」（『日本古代の神と霊』臨川書店、二〇〇七年、初出二〇〇三年）に詳しい
- 40 前掲註2 5 大江論文。
- 41 『続日本紀』天平元年二月辛未（十日）、壬申（十一日）条。
- 42 『続日本紀』天平元年二月癸酉（十二日）条。
- 43 前掲註5 長論文。
- 44 前掲註3 柴田論文。
- 45 前掲註4 小林論文。
- 46 『続日本紀』天平元年二月甲戌（十三日）条。
- 47 『続日本紀』天平十年六月丙子（十日）条。
- 48 『続日本紀』天平九年四月辛酉（十七日）条で藤原房前、同年七月乙酉（十三日）条で藤原麻呂、同年七月丁酉（二十五日）条で藤原武智麻呂、同年八月丙午（五日）条で藤原宇合の死が記録されている。

- 49 寺崎保広『長屋王』（吉川弘文館、一九九九年）。
- 50 奈良国立文化財研究所『平城京二条二坊・三条二坊発掘調査報告書』（奈良国立文化財研究所、一九九五年）。
- 51 前掲註49寺崎論文。
- 52 寺崎保広「若翁」木簡小考」（『奈良古代史論集』第二集、真陽社、一九九一年）。
- 53 前掲註3柴田論文。
- 54 前掲註5長論文。
- 55 前掲註4小林論文。
- 56 『続日本紀』天平十二年八月癸未（二十九日）条。
- 57 『続日本紀』天平十二年十一月戊子（五日）条。
- 58 前掲註3柴田論文。
- 59 『群書解題』神祇部「松浦廟宮先祖次第并本縁起」（西田長男著、続群書類従完成会、一九六一年）。
- 60 北啓太「『松浦廟宮先祖次第并本縁起』について」（『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館、二〇一八年）。
- 61 前掲註5長論文、山田雄司「怨霊から神へ」（『怨霊・怪異・伊勢神宮』思文閣出版、二〇一四年、初出は二〇一〇年）。

- 6.2 前掲註3 柴田論文。
- 6.3 『続日本紀』天平宝字元年七月庚戌（四日）条で変に連座した黄文王らが「杖下に死」した。また、安宿王らも配流された。橘奈良麻呂の死亡記事は残っていない。
- 6.4 前掲註3 柴田論文。
- 6.5 『続日本紀』天平宝字二年八月庚子朔条。
- 6.6 『続日本紀』天平宝字六年五月辛丑（二十三日）条。
- 6.7 『続日本紀』天平宝字六年六月庚戌（三日）条。
- 6.8 『続日本紀』天平宝字八年九月乙巳（十一日）条。
- 6.9 『続日本紀』天平宝字八年十月壬申（九日）条。
- 7.0 『続日本紀』天平神護元年十月庚辰（二十二日）条。
- 7.1 前掲註3 柴田論文。
- 7.2 『続日本紀』宝龟三年八月甲寅（六日）条。
- 7.3 『続日本紀』宝龟九年正月戊申朔条、同年三月庚午（二十四日）条。
- 7.4 『続日本紀』宝龟三年三月癸未（二日）条。
- 7.5 『続日本紀』宝龟三年五月丁未（二十七日）条。
- 7.6 『続日本紀』宝龟四年十月辛酉（十九日）条。
- 7.7 『続日本紀』宝龟六年四月己丑（二十七日）条。
- 7.8 前掲註6 1 山田論文。
- 7.9 前掲註3 柴田論文。

80 前掲註3 柴田論文。

81 『日本歴史地名体系第三十巻 奈良県の地名』（平凡社、一九八一年）。

82 前掲註3 5 大津論文。靈安寺は早良親王のためのものとして論じられている。

83 『日本後紀』弘仁元年十二月甲申（十八日）条。

84 『日本紀略』弘仁十年七月癸巳（十七日）条。

85 『類聚国史』巻三十四大同五年七月丙辰（十八日）条（『日本後紀』逸文）。

86 西山良平「へ神」・怨霊・山陵 タタリの全体史あるいは「へ御霊」信仰再考」（『アマテラス神話の変身譜』叢書・文化学の越境2、星雲社、一九九六年）。西山氏は弘仁元年を初見として怨霊の系譜がない場合も含み山陵がタタリを起こすとしており、これを「山陵のタタリ」と表現している。また西山氏は「早良親王や井上内親王の場合、怨霊は山陵に転化するから、それ以降は山陵のタタリである」「怨霊の山陵への転化が先行する」とも述べており、怨霊と山陵のタタリの関連を指摘している。「山陵のタタリ」に怨霊が影響したことについては西山氏の指摘通りだが、弘仁元年まで他の「山陵のタタリ」は見られぬ。本稿では山陵と称された後も、弘仁年間以前は「山陵のタタリ」ではなく「怨霊」として対応されたと捉えておきたい。

87 『続日本紀』宝龜十年六月二十三日条。

88 『類聚国史』巻七十九延暦二十二年正月壬戌（十日）条（『日本後紀』逸文）他戸親王に仕えていた故槻本老が井上内親王の巫蠱に際して天皇を助けたことを賞し、老の子たちに位階と姓を与える内容。

89 前掲註4 小林論文。

90 前掲註1 2 西本論文。

91 『日本紀略』大同二年十月癸未（三十日）条（『日本後紀』逸文）。

92 『日本紀略』大同二年十一月乙酉（二日）条（『日本後紀』逸文）。

93 『日本紀略』大同二年十一月乙未（十二日）条（『日本後紀』逸文）。

94 前掲註2 宮崎論文。山崎雅稔「貞觀五年御靈会の政治史的意義―文室宮田麻呂の慰撫を中心に―」（『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九年）などではこの史料について弘仁十年に続き弘仁十四年にも伊予親王と藤原吉子の位号が復されたことを示すという見方がある。しかし復位号が複数回行われるとは考えにくいいため、この解釈は用いなし。

95 前掲註3 9 大江論文。

96 前掲註2 宮崎論文。

97 『日本紀略』延暦十四年四月庚子（十六日）条（『日本後紀』逸文）。

98 前掲註3 9 大江論文。

99 『続日本後紀』承和六年八月庚戌朔条。

100 前掲註3 9 大江論文。

101 井上満郎「御霊信仰の成立と展開―平安京都市神への視角―」（『御霊信仰』、雄山閣、一九八四年、初出は一九七六年）。

102 前掲註2 宮崎論文。観察使を橘逸勢とすると、貞觀五年御靈会の記事にある「靈座六

前」という表現と一致しないこと、「観察使」という表現は長官を指しており、橘逸勢が観察使の次官以下であった可能性があるという前掲101井上論文の指摘とは一致しないことを理由に「観察使」は藤原仲成であるとしている。

103 『日本後紀』大同五年九月戊申（十一日）条。

104 前掲註2宮崎論文。

105 西本昌弘「神泉苑御霊会と聖体護持」（『平安時代前期の政変と皇位継承』吉川弘文館、二〇二二年、初出二〇二〇年）。

106 前掲註94山崎論文。

107 『続日本後紀』承和九年七月庚申（二十八日）条で伊豆国への配流が決定し、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年五月壬辰（十五日）条で配流途中に死亡したことが記録されている。

108 前掲註94山崎論文。

109 前掲註94山崎論文。

110 前掲註2宮崎論文。

111 『続日本後紀』承和十年十二月丙子（二十二日）条。

112 『続日本後紀』承和十年十二月癸未（二十九日）条。

113 前掲註2宮崎論文では橘逸勢を承和の変の失脚者としている。このように従来承和の変が文室宮田麻呂の背景として考えられてきたが、前掲註85山崎論文では新羅との外交の視点から、貿易上のトラブルを起こしていた文室宮田麻呂を朝廷側が排除しようとした



と述べる。

114 前掲註 2 宮崎論文。

115 大江篤「律令国家と「崇」第一節「崇」と神祇官の亀卜」（『日本古代の神と霊』、臨川書店、二〇〇七年、初出一九九四年、二〇〇三年）。

116 前掲註 3 柴田論文。

117 坂上康俊「天皇はいかにあるべきか」（『律令国家の転換と「日本」』講談社、二〇〇一）。

118 前掲註 1 1 5 大江論文。

119 前掲註 1 1 7 坂上論文。

120 前掲註 3 柴田論文。

121 東野治之「現人神の出家」（『大和古寺の研究』塙書房、二〇一一年、初出は一九九七年）。

122 前掲註 1 2 1 東野論文。

123 前掲註 8 8 参照。

124 前掲註 3 柴田論文。

125 前掲註 1 2 西本論文。

126 前掲註 2 5 大江論文。

127 前掲註 2 宮崎論文。

128 前掲註 1 0 5 西本論文、前掲註 9 5 山崎論文など。

129 吉田一彦「多度神宮寺と神仏習合―中国の神仏習合思想の受容をめぐって―」（『伊勢湾と古代の東海 古代王権と交流4』名著出版、一九九六年）。

〈引用史料目録〉

『続日本紀』（新日本古典文学大系、岩波書店）

『日本後期』（訳註日本史料、集英社）

『続日本後紀』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）

『日本文徳天皇実録』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）

『日本三代実録』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）

『群書類従』（塙保己一編、続群書類従完成会、一九五九年）